

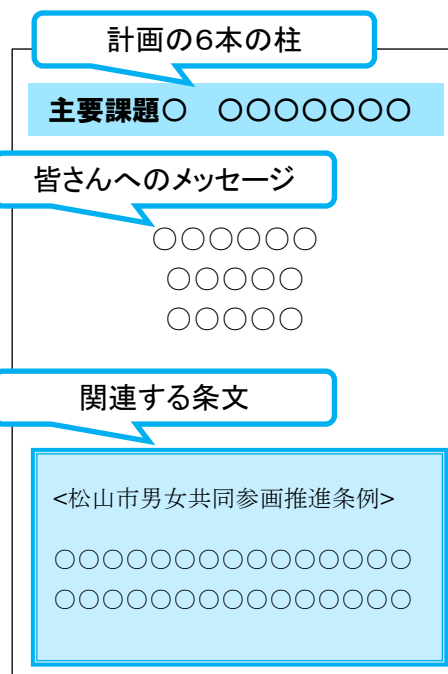
第4次

松山市男女共同参画基本計画(案)

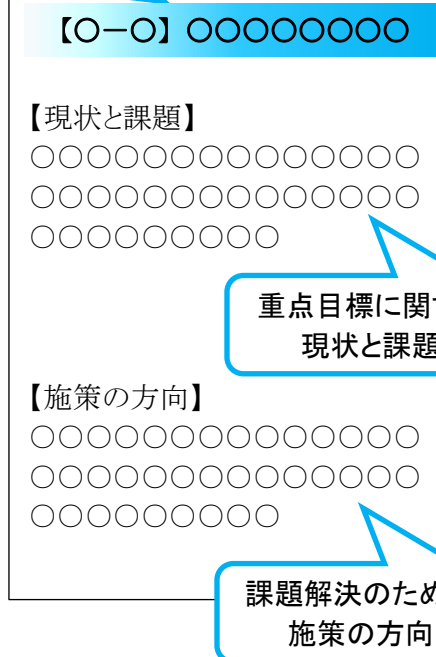
目次

計画策定の目的.....	1
計画の性格	1
計画の期間	1
計画の策定方法.....	1
松山市のあゆみ.....	1
政策体系.....	1
推進体制.....	1
基本理念.....	1
計画の体系	1
数値目標.....	1
SDGs の達成.....	1
男女の人権の尊重.....	1
【1－1】男女間のあらゆる暴力の根絶.....	1
【1－2】生涯を通じた男女の健康支援.....	1
【1－3】メディアでの男女の人権の尊重	1
社会制度・慣行の見直しと意識改革.....	1
【2－1】社会での制度や慣行についての見直し	1
【2－2】誰もが安心して暮らせる条件の整備	1
方針決定過程への女性の参画拡大.....	1
【3－1】市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大	1
【3－2】地域・職場の方針決定過程への女性の参画拡大	1
仕事と生活の調和.....	1
【4－1】雇用等の分野での男女平等と働き方の見直し	1
【4－2】男性の家事・育児・介護等参画推進.....	1
【4－3】安心して子どもを産み育てられる環境整備	1
地域防災分野での男女共同参画	1
【5－1】男女共同参画の視点を取り入れた地域防災力の充実強化	1
【5－2】男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災・復興体制の確立.....	1
教育分野での男女共同参画.....	1
【6－1】男女平等を推進する教育・学習の充実	1
【6－2】多様な選択を可能にする教育・学習の充実	1
関連データ	1

本計画の読み方



主要課題を解決するための重点目標



重点目標に関する
現状と課題

課題解決のための
施策の方向

関連データ

巻末には、関連データがあります。

計画策定の目的

全ての人が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮することのできる社会の実現は私たちの願いです。日本国憲法でも、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等を実現するために、様々な法律や制度の整備が進められてきました。

本市では、豊かで活力ある男女共同参画社会¹を実現するため平成 15 年(2003 年)に「松山市男女共同参画推進条例」を制定し、平成 17 年(2005 年)には「松山市男女共同参画基本計画」を、平成 23 年(2011 年)には「第2次松山市男女共同参画基本計画」を、平成 29 年(2017 年)には「第3次松山市男女共同参画基本計画」を策定し、実施計画に基づき各種事業に取り組んできました。

令和4年度末をもって、「第3次松山市男女共同参画基本計画」の計画期間を終えることから、これまでの取組に関する成果と課題を検証し、一層の取組を加速させるため、「第4次松山市男女共同参画基本計画」を策定しました。

計画の性格

- (1) 「松山市男女共同参画推進条例」に基づき、国や愛媛県の男女共同参画基本計画との整合を図りつつ、第6次松山市総合計画²の施策に位置付けられている男女共同参画社会の実現を目指し、本市の特性に応じた男女共同参画の取組を明らかにした総合的な計画です。
- (2) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「配偶者暴力防止法³」という。)に基づく「松山市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」(以下「配偶者暴力防止基本計画」という。)を含む計画です。
(主要課題1 重点目標1)
- (3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法⁴」という。)に基づく「当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」(以下「市町村推進計画」という。)として位置付けた計画です。
(主要課題3及び主要課題4)
- (4) 市、市民及び事業者が、家庭、地域、職場、学校などのあらゆる場で男女共同参画を推進するための目標・指針です。
- (5) 本計画に示された施策の方向に沿って、具体的な事業実施計画を策定します。

¹ 男女共同参画社会 男女が性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会

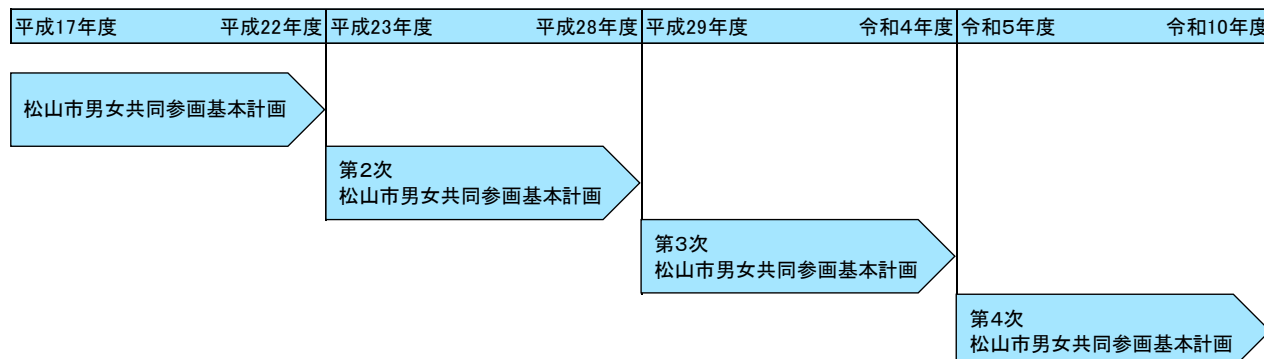
² 第6次松山市総合計画 市政での最上位の計画として位置付けられるもので、将来のまちのあるべき姿(将来都市像)を描くとともに、その実現に向けて、まちづくりの方向性を総合的かつ体系的にまとめた計画

³ 配偶者暴力防止法 配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するため、通報、相談、保護、自立支援等の体制の整備について定めている法律(平成 13 年法律第 31 号)

⁴ 女性活躍推進法 女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とした法律(平成 27 年法律第 64 号)

計画の期間

本計画の期間は、令和5年(2023年)度から令和10年(2028年)度までの6年間とします。なお、社会経済環境の変化や計画の進捗状況、国及び愛媛県の動向などを見据えながら、必要に応じて適宜見直しを行います。



計画の策定方法

令和3年(2021年)度に、(公財)松山市男女共同参画推進財団と松山市が、男女共同参画に関することを調査・研究し、施策を検討するために実施したアンケート調査の結果を参考にしています。

- ・調査名称 「男女共同参画に関する市民意識調査」
- ・調査期間 令和4年2月
- ・配布数 3,000人(回収1,353人 有効回収率45.1%)
- ・対象者 本市在住の20歳から79歳までの男女

松山市のあゆみ

本市は、平成2年(1990 年)に男女共同参画社会の実現に向けた本格的な取組を始めるとともに、女性関係施策推進のための庁内組織として「松山市女性行政推進会議」(現「松山市男女共同参画行政推進会議」)を設置しました。

平成3年(1991 年)、本市で初めて女性問題に関する市民意識調査を実施し実態把握に努めたほか、女性海外派遣事業を実施し、男女共同参画に積極的に取り組む人材の育成を図りました。

平成5年(1993 年)、女性行政を総合的、計画的に推進するため「松山市女性行動計画」を策定するとともに、女性に関する問題の現状と課題を検討し、「まつやま女性会議」(現「松山市男女共同参画会議」)を設置しました。以後、男女共生フォーラムや女性大学の開催など、「松山市女性行動計画」に沿って女性行政を積極的に展開してきました。

平成 11 年(1999 年)、国の「男女共同参画 2000 年プラン」や愛媛県の「愛媛県女性行動計画」を考慮しつつ、「女性問題に関する市民意識調査」や「まつやま女性会議」からの提言を踏まえ、新たな課題に対応するために本市が取り組むべき施策の基本的方向を明確にした松山市女性行動計画改訂版「松山市男女共同参画推進プラン」を策定しました。

平成 12 年(2000 年)、男女共同参画推進の拠点として「松山市男女共同参画推進センター(通称:コムズ)」を開館しました。市民の自主的な活動の支援、男女共同参画社会づくりのための交流・ネットワークづくりや学習機会・情報の提供及び女性問題や男女の自立促進に関する相談等を通して、市民の更なる男女共同参画意識の醸成やよりよいパートナーシップづくりに努めています。

「男女共同参画社会基本法」、「愛媛県男女共同参画推進条例」等を踏まえ、平成 15 年(2003 年)に「松山市男女共同参画推進条例」を制定し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めました。

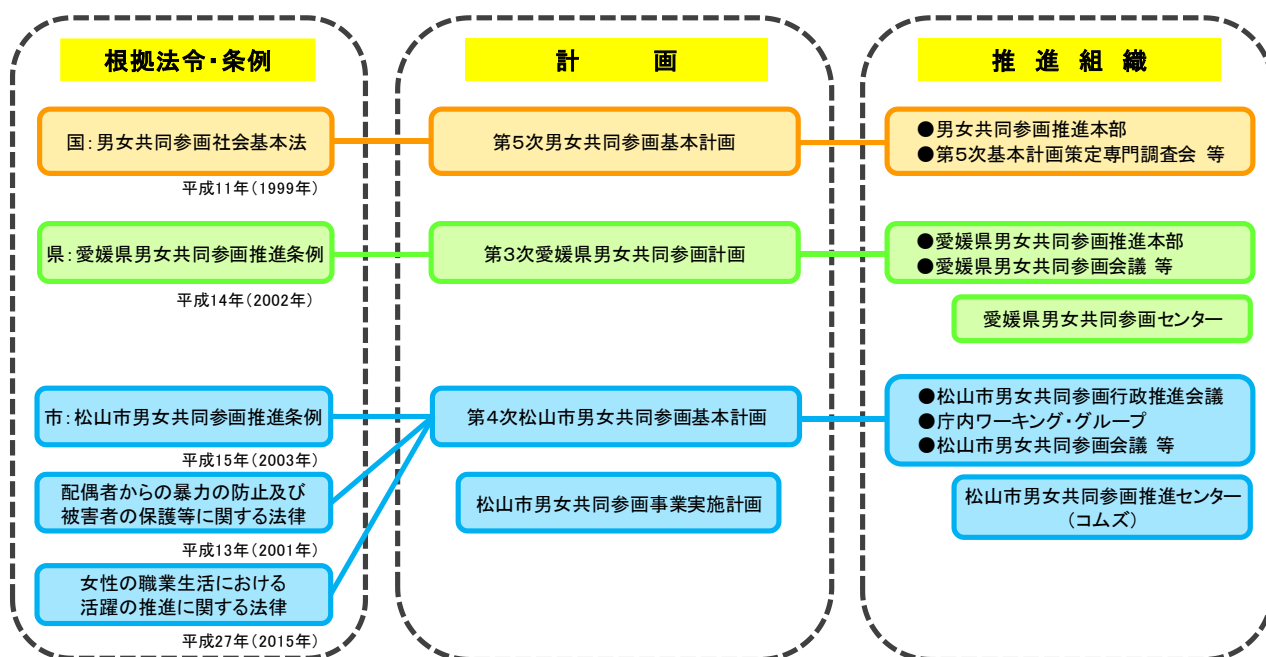
平成 16 年(2004 年)、市民一人一人に男女共同参画の意識が浸透し、男女共同参画の先進都市となるよう「日本女性会議 2004 まつやま」を市民と行政との協働のもと開催しました。

平成 17 年(2005 年)、「松山市男女共同参画基本計画」及び「松山市男女共同参画事業実施計画」(以下「事業実施計画」という。)を策定し、「事業実施計画」で毎年度事業の進捗管理を行い、男女共同参画社会の実現に向け取り組んできました。

平成 22 年(2010 年)、関係各課の担当職員等で構成する「庁内ワーキング・グループ」を発足させ、男女共同参画を推進する庁内体制をより強化しました。平成 23 年(2011 年)に配偶者暴力防止基本計画を含む「第2次松山市男女共同参画基本計画」、平成 29 年(2017 年)には市町村推進計画として位置付けた「第3次松山市男女共同参画基本計画」を策定しました。

令和4年(2022 年)、国の「第5次男女共同参画基本計画」や愛媛県の「第3次愛媛県男女共同参画計画」の策定を受けて、「庁内ワーキング・グループ」、「松山市男女共同参画会議」及び「松山市男女共同参画行政推進会議」による協議等を経て、令和 5 年(2023 年)に「第4次松山市男女共同参画基本計画」を策定しました。

政策体系



推進体制

① 庁内体制の充実

男女共同参画社会づくりに関する諸施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内組織である「松山市男女共同参画行政推進会議」や「庁内ワーキング・グループ」で情報の共有化と庁内連携を強化するとともに、計画の総合的な推進を図ります。

② 松山市男女共同参画会議の機能活用

学識経験者など市民で組織する「松山市男女共同参画会議」で、男女共同参画推進に関する基本的かつ重要な事項について調査・審議を行い、意見を聴きながら事業を推進します。

③ 市民及び事業者との連携・協力

男女共同参画の推進に向け、市民及び事業者に対して積極的な情報提供等を行い、理解を深めるとともに、連携・協力しながら、第4次松山市男女共同参画基本計画を推進します。

④ 拠点施設の機能の充実

男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設である松山市男女共同参画推進センター(コムズ)で、男女共同参画に関する情報の収集、学習機会の提供、各種団体・グループの支援、相談などの活動を充実させ、より効果的な事業を推進します。

⑤ 事業実施計画の策定と進捗状況等の公表

第4次松山市男女共同参画基本計画を具体的かつ計画的に推進していくため、事業実施計画を策定し、毎年度進捗状況を的確に把握・評価するとともにその評価内容を公表するなど、より効果的な推進につなげていきます。

基本理念

松山市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画社会の実現のために次の8つの基本理念を掲げます。

1. 男女の人権が尊重され、性別による差別を受けない社会をつくれます。
2. ジェンダー¹を反映した社会での制度又は慣行が男女の自由な活動の選択を妨げることのない社会をつくれます。
3. 市、事業者その他の団体での政策又は方針の立案及び決定に男女が共に参画できる社会をつくれます。
4. 男女が均等な就労環境の下で、労働、生産、経営等に協働して取り組むことができる社会をつくとともに、相互の協力と社会の支援のもとに家庭生活での活動と他の活動を両立することができる社会をつくれます。
5. 地域での活動の中で、男女が互いを配慮するとともに尊重しつつ、共に支え合っていく社会をつくれます。
6. 様々な教育の場で主体的に学び、考え、行動することのできる自立の精神と男女平等の意識が育まれる社会をつくれます。
7. 男女共同参画はすべての国・地域で取り組むべき目標であると認識し、国・地域にとらわれることなく、国際的な広い視野で推進します。
8. 男女が互いの性を尊重し、妊娠、出産その他の生殖と性に関して、互いの理解を深め、自らの決定が尊重されること及び生涯にわたり心身が健康に保たれることに配慮して推進します。

男女がともに活躍できる社会へ

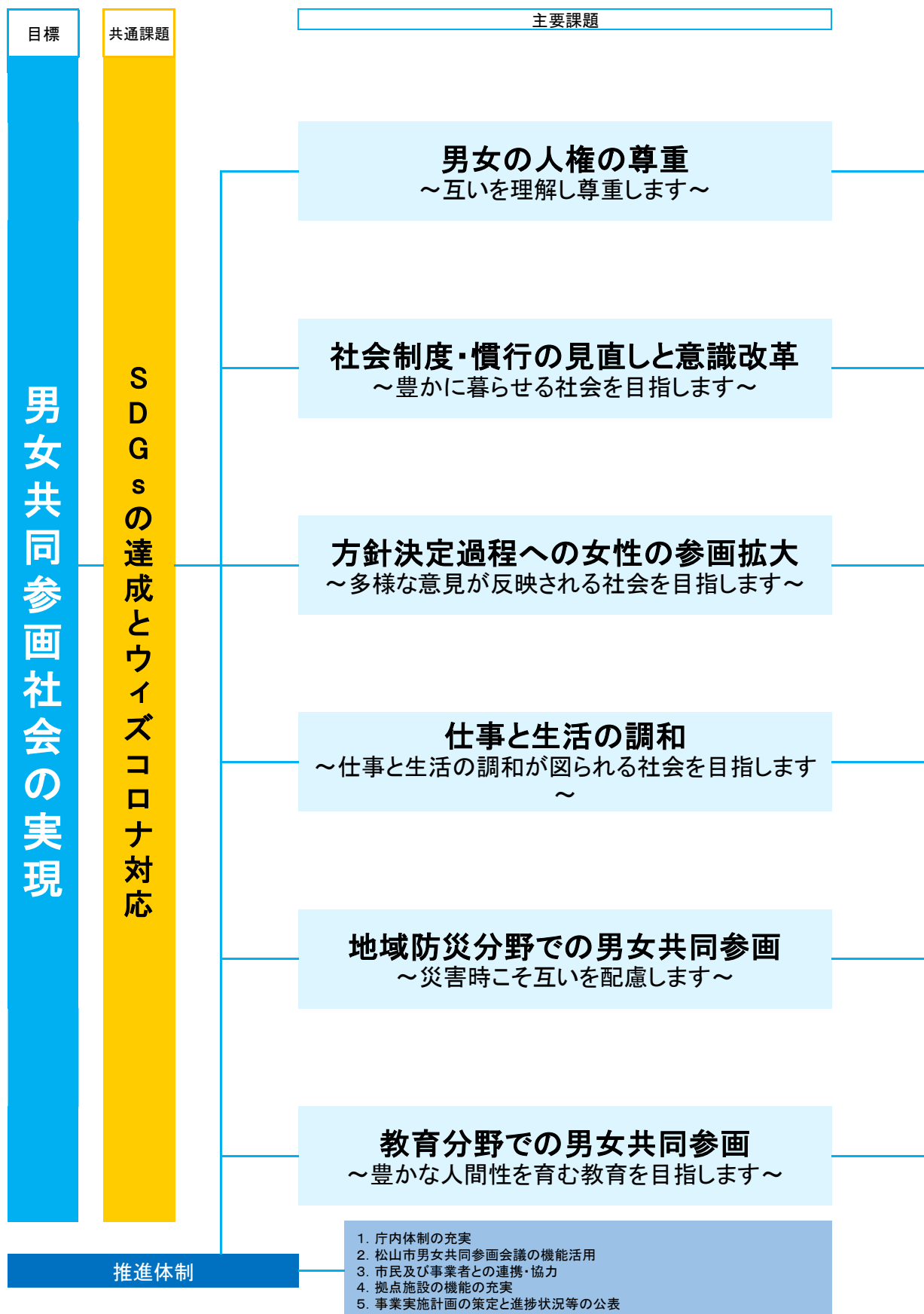


内閣府
男女共同
参画局

男女共同参画シンボルマーク
(内閣府男女共同参画局)

¹ ジェンダー 生物学的な性別とは異なる男女の役割を固定的にとらえる社会的又は文化的に形成された性別

計画の体系



	重点目標	施策の方向	ページ 番号
	男女間のあらゆる暴力の根絶	1. 暴力の根絶に対する社会的認識の徹底と相談体制の充実 2. 自立に向けた総合的な支援体制の充実 3. 関係機関・団体との連携による暴力への対処等 4. 性暴力への対策の推進	14
	生涯を通じた男女の健康支援	1. 心とからだの健康づくりの支援 2. 健康をおびやかす問題への対策の推進 3. 自殺の予防と対策	18
	メディアでの男女の人権の尊重	1. 情報活用能力(メディア・リテラシー)の向上支援 2. 公的広報等で男女共同参画の視点に立った表現の促進 3. インターネット上の女性に対する暴力等への対応	21
	社会での制度や慣行についての見直し	1. 男女共同参画に関する啓発・広報活動の推進 2. 固定的性別役割分担意識に基づく社会制度・慣行の見直し 3. アンコンシャス・バイアスによる悪影響の解消	24
	誰もが安心して暮らせる条件の整備	1. 高齢者、障がい者(児)、外国人への支援や介護環境の充実 2. 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援 3. 多様性を尊重し相互理解を促進する取組の実施	26
	市の政策・方針決定過程への 女性の参画拡大	1. 審議会等への女性の参画促進 2. 管理監督者への女性の登用促進	30
	地域・職場の方針決定過程への 女性の参画拡大	1. 女性リーダーの育成と方針決定過程への女性の参画の拡大促進 2. 地域活動への参画促進 3. 地域で活動する団体等の支援・連携促進 4. 政治分野での男女共同参画推進	32
	雇用等の分野での 男女平等と働き方の見直し	1. 男性中心型労働慣行の見直し 2. 男女の均等な雇用の機会と待遇の確保 3. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及促進 4. 農業分野での女性の経営参画の促進 5. 職業能力の開発支援 6. 多様な就業ニーズへの対応	36
	男性の家事・育児・介護等参画推進	1. 男性にとってのワーク・ライフ・バランス 2. 育児休業等取得への啓発・支援 3. 家事・育児・介護等の実践に向けた支援	38
	安心して子どもを産み育てられる 環境整備	1. 子育て環境の充実 2. 妊娠・出産の支援をはじめとした母子保健の充実 3. ひとり親家庭等の生活への支援 4. 相談体制の確立	41
	男女共同参画の視点を取り入れた 地域防災力の充実強化	1. 自主防災組織や防災士などへの支援 2. 産官民学が連携した地域防災力の強化	46
	男女共同参画の視点を取り入れた 防災・減災・復興体制の確立	1. 避難所運営や仮設住宅での男女共同参画 2. 防災知識の普及 3. 災害用物資の支援 4. 復興への取組での男女共同参画の視点強化	48
	男女平等を推進する教育・学習の充実	1. 学校教育での男女平等の推進 2. 家庭・地域での男女平等の教育・学習の推進 3. 子どもにとっての男女共同参画	50
	多様な選択を可能にする教育・学習の充実	1. 生涯学習の推進 2. 女性の能力開発(エンパワーメント)のための機会の充実	52

数値目標

本計画を具体的に推進するために、次の項目について数値目標を定めます。

全体目標

項目		実績値 令和4年 (2022 年)	目標値 令和 11 年 (2029 年)
男女の地位の平等感	家庭	34.4%	46%
	職場	26.5%	32%
	学校教育	58.6%	62%
	地域社会	32.5%	48%
	法律や制度上	35.4%	41%
	政治	16.0%	19%
	社会全体	17.1%	23%

個別目標

主要課題	項目	実績値 令和4年 (2022 年)	目標値 令和 11 年 (2029 年)
男女の人権の尊重	ドメスティック・バイオレンス被害を 誰(どこ)にも相談しなかった人の割合	22.6%	減少
社会制度・慣行の 見直しと意識改革	固定的性別役割分担意識に賛成の割合	25.2%	減少
方針決定過程への 女性の参画拡大	審議会等 ¹ への女性の登用率	44.1%	50%
	市職員の管理職(課長級以上)に占める女性の割合	11.4%	12%以上 <令和7年度>
仕事と生活の調和	市職員の育児休業を取得する男性の割合	35.7% <令和3年度>	30%以上 <令和7年度>
	保育所等利用待機児童数(※)	0人	0人
	放課後児童クラブ入会児童数	5,347 人 <令和3年度>	6,439 人 <令和6年度>
	この1週間、バランスの良い時間の 使い方ができた人の割合	51.5%	増加
	男性の1日あたりの 平均的な家事・育児時間(休日)	女性の 50%	増加
	まどんな応援企業数	87	100
地域防災分野での 男女共同参画	防災士に占める女性の割合	20.5% <令和3年度>	23.0%
教育分野での 男女共同参画	松山市男女共同参画推進センター 各種啓発事業への参加者数	1,596 人 <令和3年度>	4,000 人
	松山市男女共同参画推進センター 各種啓発事業への 30 代以下の参加者数	692 人(推計値) <令和3年度>	1,200 人

(※)調査日時点で、保育の必要性が認定され保育所等へ入所申込みをしているが、入所できていない児童数(なお、保護者の私的な理由により待機している場合など、一定の条件を満たしていないものを除く。)

¹ 審議会等 政策の立案、運営に当たり専門知識を導入し、各種の意見を反映させるため、行政機関に設置される諮問のための合議制の機関

SDGs の達成

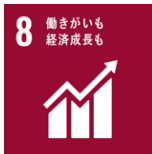
SDGs (Sustainable Development Goals) とは、平成 27 年(2015 年)に開催された国連サミットで、全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中に掲げられた「持続可能な開発目標」です。

SDGs は、豊かさを追求しながらも地球環境を守り、「社会・環境・経済」のバランスがとれた持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指すため、「誰一人取り残さない」「全ての人が参加する」といった考えの下、全ての国が取り組む世界共通の目標として、17 の目標で構成されています。

本計画では、「SDGs の達成」を計画全般に係る共通課題の一つに設定し、SDGs の達成に向けて取組を進めます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



主要課題	SDGs 関連性の高い3ゴール
男女の人権の尊重 ～互いを理解し尊重します～	  
社会制度・慣行の見直しと意識改革 ～豊かに暮らせる社会を目指します～	  
方針決定過程への女性の参画拡大 ～多様な意見が反映される社会を目指します～	  
仕事と生活の調和 ～仕事と生活の調和が図られる社会を目指します～	  
地域防災分野での男女共同参画 ～災害時こそ互いを配慮します～	  
教育分野での男女共同参画 ～豊かな人間性を育む教育を目指します～	  

互いを理解し 尊重します



女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボン
(内閣府男女共同参画局)

〈松山市男女共同参画推進条例〉

- 第 3 条 男女共同参画の推進は、男女が人としての尊厳が重んじられること、直接又は間接にかかわらず性別により差別した取扱いを受けないこと、個人としての能力を発揮する機会が平等に確保されること、人権侵害である男女間の身体的、精神的、経済的又は性的暴力等あらゆる暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として行われなければならない。
- 第 10 条 男女共同参画は、男女が、互いの性を尊重するとともに、妊娠、出産その他の生殖と性に関し、互いの理解を深め、自らの決定が尊重されること及び生涯にわたる心身の健康に配慮して推進されなければならない。

【1－1】男女間のあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

○「男女の人権の尊重」は、男女共同参画社会の基礎となるものであり、配偶者やパートナー等からの暴力(以下「DV」¹という。)、セクシュアル・ハラスメント²、性犯罪等の人権を侵害する行為の根絶は、男女共同参画社会を実現するために解決すべき重要な課題です。

○近年、女性に対する暴力の問題の根深さが改めて浮き彫りになり、暴力根絶を求める声も高まっています。特に、性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、心身に長期にわたる深刻な影響を及ぼすため、性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要があります。その根絶に向けて、誰もが加害者、被害者又は傍観者にならないよう、社会全体でこの問題に取り組む必要があることを自覚することが重要です。

○全国の DV 相談件数の推移をみると、令和元年(2019 年)度に 11 万 9,276 件だったのが令和2年(2020 年)度に 18 万 2,188 件と約 1.5 倍に増加、令和3年(2021 年)度以降も引き続き高水準で推移しており³、コロナ下の生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加等の影響が指摘されています。⁴

○本市の DV 相談件数の推移は近年減少傾向にありますが、平成 30 年(2018 年)度にえひめ性暴力被害者支援センター「ひめここ」が開設され、愛媛県下の相談件数は増加しています。

○本市の市民意識調査によると、受けたことがある DV について、男女共に「身体的暴行」より「精神的攻撃」の割合が高いという特徴があります。

○配偶者や交際相手からの暴力の相談先は、「家族・親戚」と「友人・知人」がどちらも 50%前後となっています。「相談した」と回答した人の相談先は身内や知人などが多く、相談機関等の利用は少ない状況です。一方で、「誰(どこ)にも相談しなかった」と回答した人は男性が特に多く 44.4%となりました。

○被害者が安心して相談できるような窓口の工夫や相談機関の周知・啓発、相談体制を充実させることが必要です。

相談窓口	連絡先
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター【全国共通番号】	#8891
県福祉総合支援センター(土日祝日・年末年始は休み)	Tel927-3490
県女性のための夜間電話相談(祝日・年末年始は休み)	Tel927-3490
県男女共同参画センター(月曜日・祝日・年末年始は休み)	Tel926-1644
えひめ性暴力被害者支援センター「ひめここ」(無休)	Tel909-8851
県警察本部(無休)	Tel931-9110
市福祉・子育て相談窓口(土日祝日・年末年始は休み)	Tel948-6413
市男女共同参画推進センター(月・木曜日・年末年始は休み)	Tel943-5770

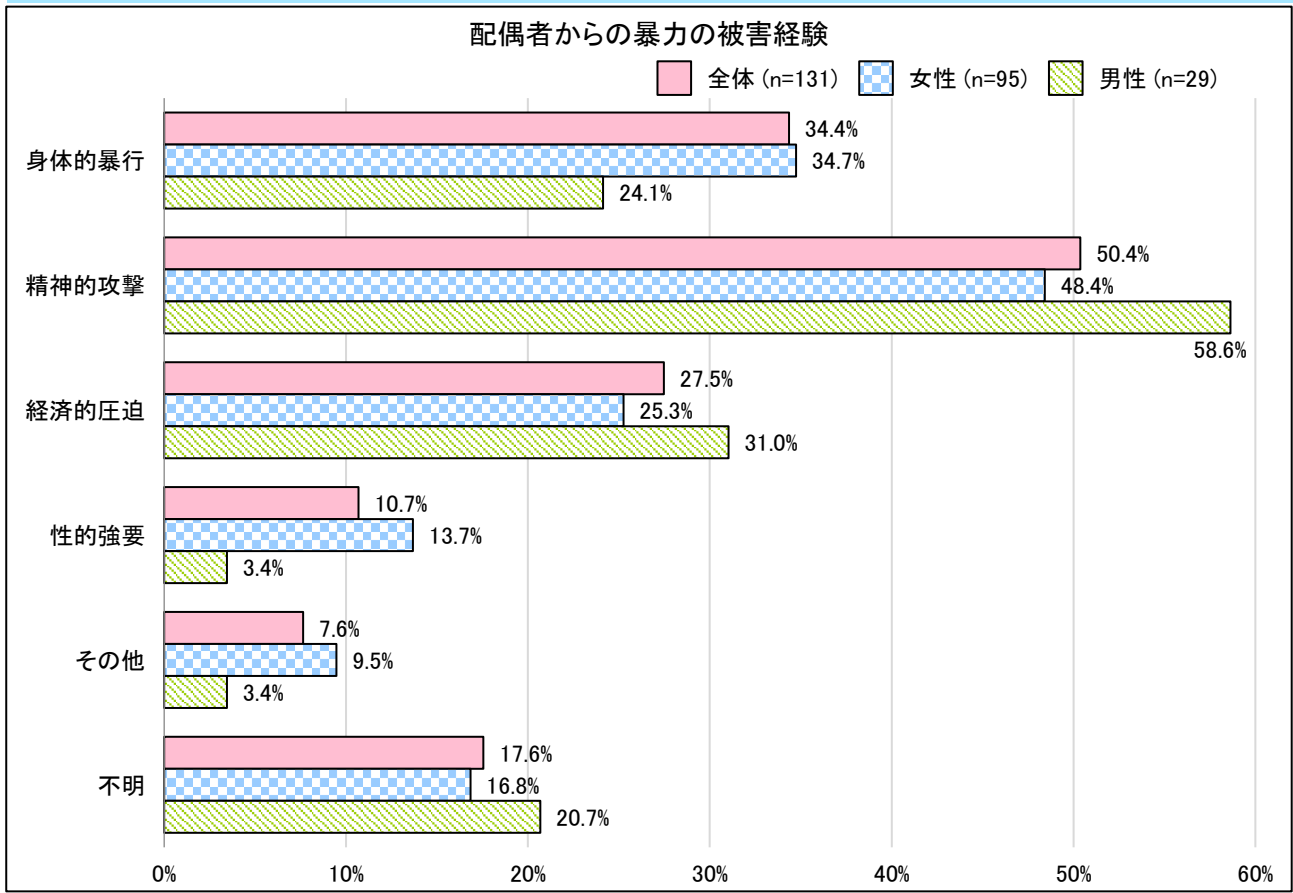
¹ DV ドメスティック・バイオレンス(domestic violence)の略で、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)から受ける精神的、経済的、身体的又は言語的な暴力及び虐待

² セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えること。

³ 資料出所:内閣府男女共同参画局

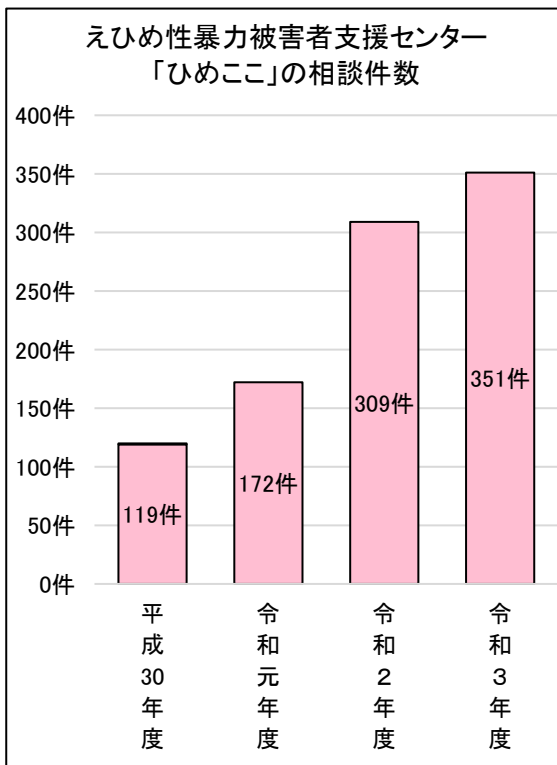
⁴ 資料出所:「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書」コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会

DVの実態



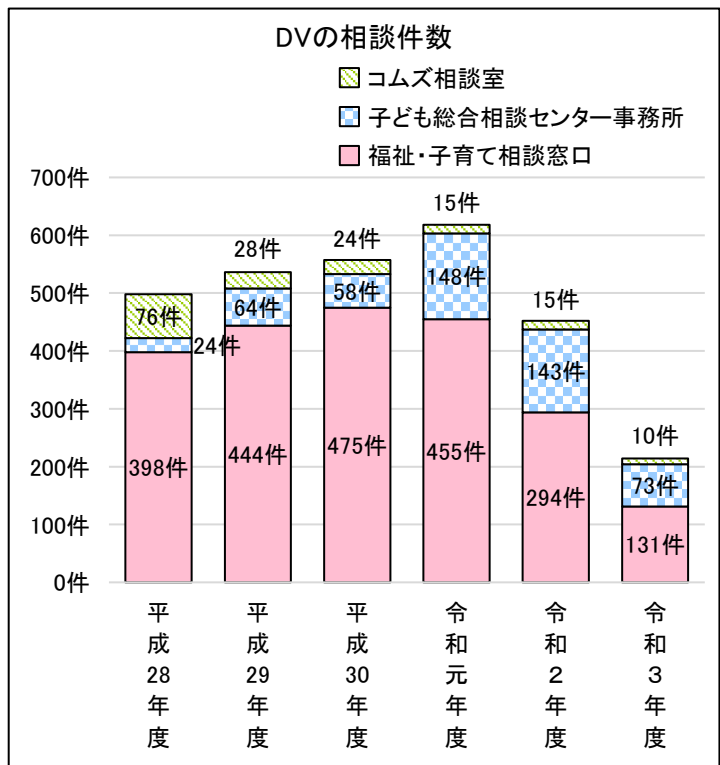
資料出所: 令和3年度「男女共同参画に関する市民意識調査」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民生活課

(愛媛県)



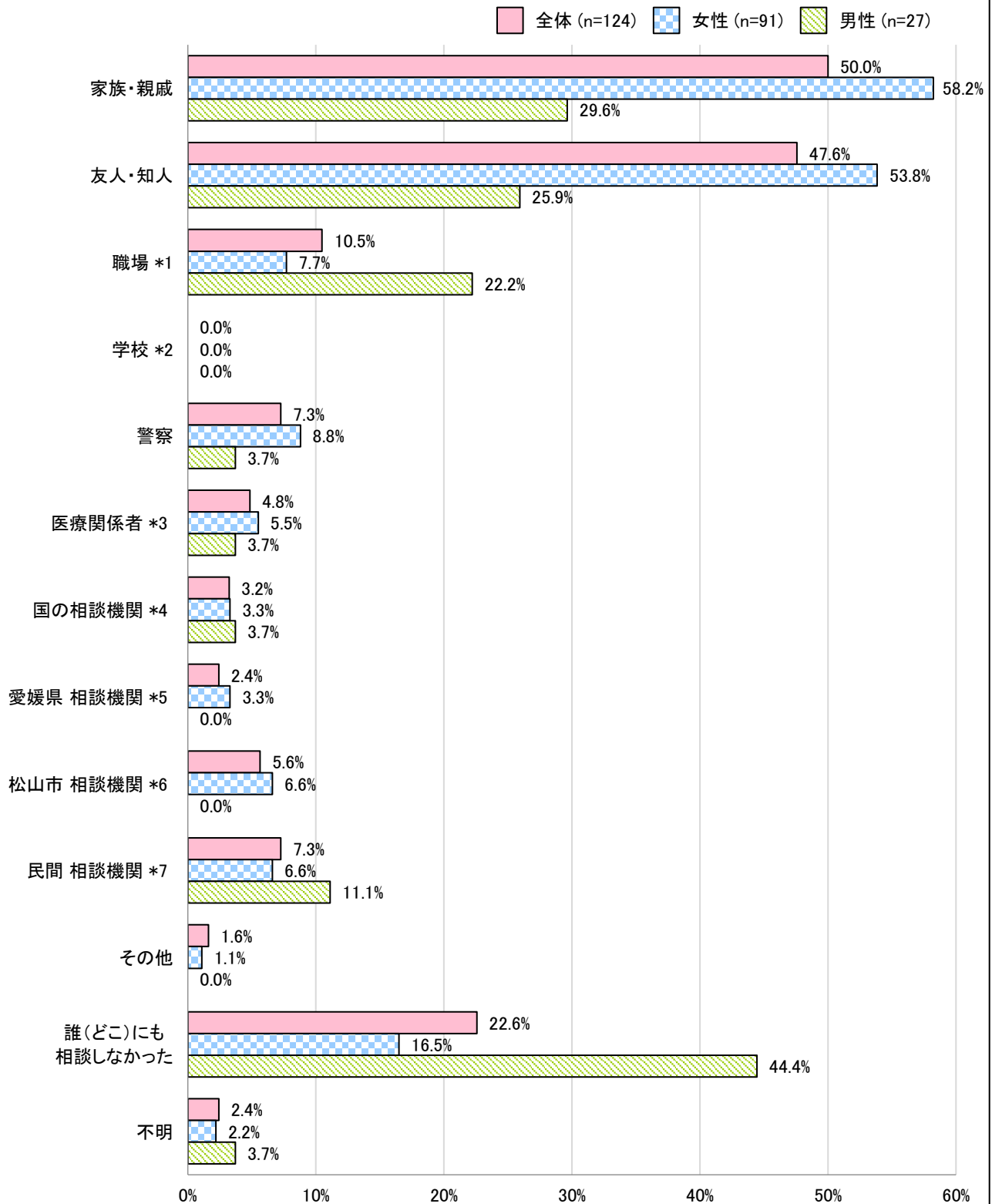
資料出所: 愛媛県ホームページより作成

(松山市)



資料出所: 松山市子育て支援課

配偶者や交際相手からの暴力の相談先



*1 職場: 上司、同僚、部下、取引先など *2 学校: 教員、養護教諭、スクールカウンセラーなど

*3 医療関係者: 医師、看護師など

*4 国の相談機関: 民生委員・児童委員、法務局・地方方法務局、人権擁護委員

*5 愛媛県 相談機関: 愛媛県男女共同参画センター、愛媛県福祉総合支援センター、配偶者暴力相談支援センター、えひめ性暴力被害者支援センター〔ひめここ〕

*6 松山市 相談機関: 市役所〔婦人・家庭児童相談など〕、松山市男女共同参画推進センター・コムズ

*7 民間 相談機関: 弁護士・弁護士会、カウンセラー・カウンセリング機関、民間シェルター、NPO法人など

資料出所: 令和3年度「男女共同参画に関する市民意識調査」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民生活課

【施策の方向】

【1-1-1】暴力の根絶に対する社会的認識の徹底と相談体制の充実

男女間のあらゆる暴力の未然防止及び早期発見のために、市ホームページや広報紙等での暴力防止に関する啓発及び相談窓口の周知に積極的に取り組みます。

さらに、電話、来所、訪問等の既存の窓口の利用が難しい方が気軽に相談できるよう開設した SNS の相談窓口を通じ、男女間の暴力に対して安全・安心に配慮した迅速な対応や適切な支援に努めます。

【1-1-2】自立に向けた総合的な支援体制の充実

DV 被害者支援庁内連絡会議を開催することに加えて、被害者支援対応マニュアルの見直しを適宜行うことで実効性を高めます。

また、最も必要な支援を速やかに提供できるよう、支援業務や相談業務に携わる関係職員研修及び職員相互の情報交換を行う場として DV 被害者支援担当研修会を実施します。

【1-1-3】関係機関・団体との連携による暴力への対処等

愛媛県福祉総合支援センター、配偶者暴力相談支援センター、えひめ性暴力被害者支援センター「ひめここ」、警察、裁判所、医療機関等の関係機関との連携により、被害者の安全確保や自立支援に取り組むことが重要です。そのために、関係機関等で構成する連絡会議や各種相談窓口と協力し、円滑かつ迅速に対応できる組織体制を確立します。

【1-1-4】性暴力への対策の推進

児童・生徒や保護者等が性や心と体の健康に正しい知識を持ち、理解を深めることができるよう講演会等を行います。また、教職員にも研修等で教職員等による児童・生徒への性暴力等の防止を含めたコンプライアンスの周知徹底に努めます。

【1－2】生涯を通じた男女の健康支援

【現状と課題】

- 男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言えます。
- 本市の死亡年齢最頻値¹は女性が95歳以上、男性は85歳～89歳であり、全国的にも今や、女性の半数は90歳以上まで生きるといわれています。まさに、人生100年時代と言えます。
- 女性は心身の状況が年代によって大きく変化するため、ライフステージに応じた心身の健康づくりが必要となります。
- 生理や妊娠・出産、更年期等の女性特有の健康課題等について理解・関心を深めることにより、男女共に女性の健康に関する医学的・科学的な知識・情報を入手・理解・活用する能力（ヘルスリテラシー²）を高めていくことが重要です。
- 本市の死因の第1位は悪性新生物³です。本市のがん検診受診者数は令和2年(2020年)度はコロナ禍で受診控えがあったことから減少しましたが、令和3年(2021年)度は増加に転じています。
- 本市の自殺者数は減少傾向にありましたが、令和2年(2020年)度は81人(男性59人、女性22人)で、女性の自殺者数は前年度から増加に転じています。また、年代別平均自殺死亡率を見ると、特に30歳代～50歳代の自殺死亡率が全国平均よりも高いという傾向があります。
- 男女別で見ると男性の方が多い傾向が依然として続いています。女性の自殺者数が全国的に増加してきています。新型コロナウイルス感染症の影響で、DV被害や育児の悩みなど様々な問題が深刻化しており、女性の自殺者数の増加に影響を与えている可能性があります。経済的にも不安定な生活を強いられる女性が増えている中で、今後女性の自殺リスクが更に高まっていくことも懸念されているため、状況を十分に注視していく必要があります。
- 生涯を通じて男女の性差に応じた健康づくりを推進するとともに、健康をおびやかす問題への対策を進め、誰もが健康で明るく生活できる環境を整備することが必要です。

男女の寿命(松山市)

	女性	男性
平均寿命	87.2 歳	80.5 歳
90 歳～94 歳の生存割合	49.9%	25.4%
95 歳以上の生存割合	25.3%	9.6%
死亡年齢最頻値	95 歳以上	85 歳～89 歳
100 歳以上の人口	309 人	43 人
105 歳以上の人口	32 人	4人

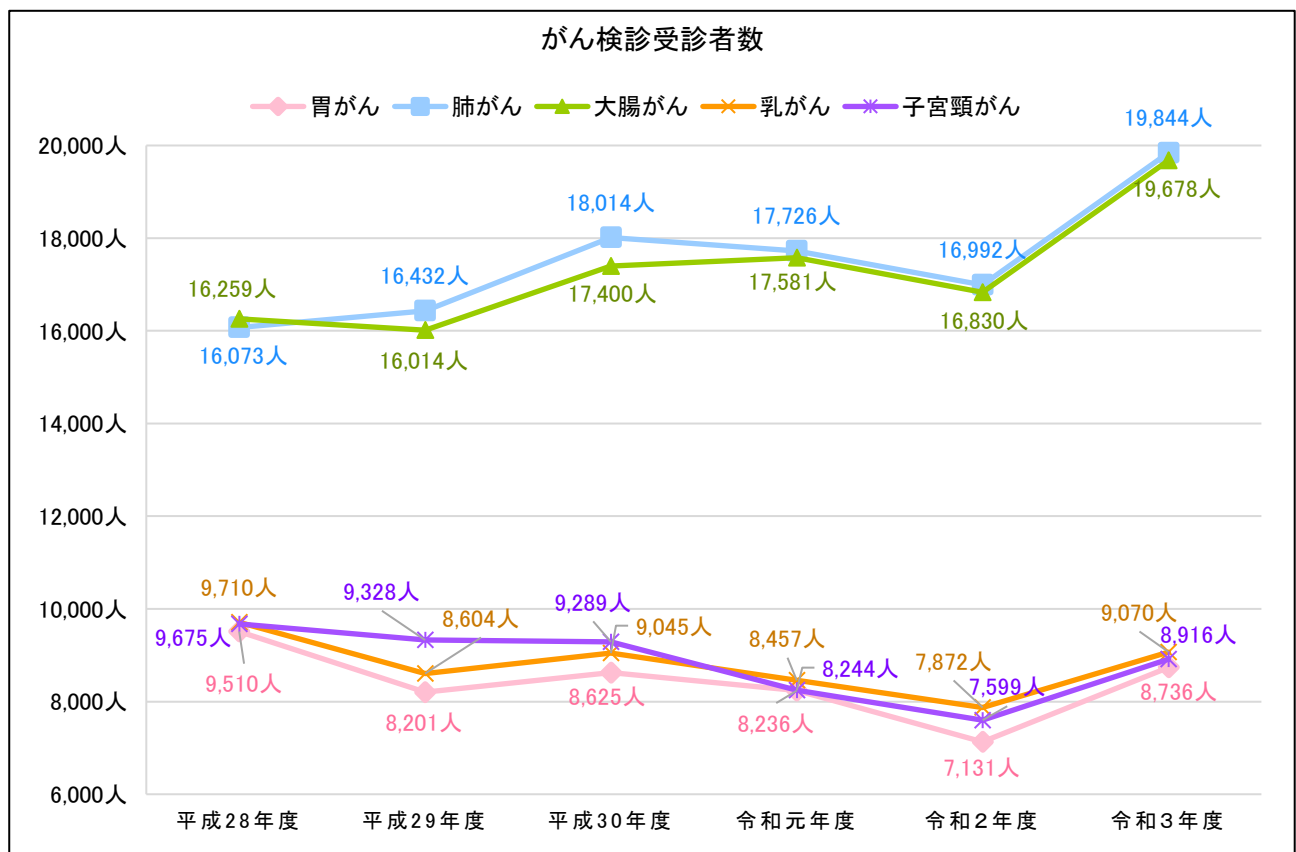
※平均寿命、生存割合、死亡年齢最頻値については厚生労働省「平成 27 年市区町村別生命表」、その他については総務省「令和2年国勢調査」より作成

¹ 死亡年齢最頻値 死亡者数が最も多い年齢

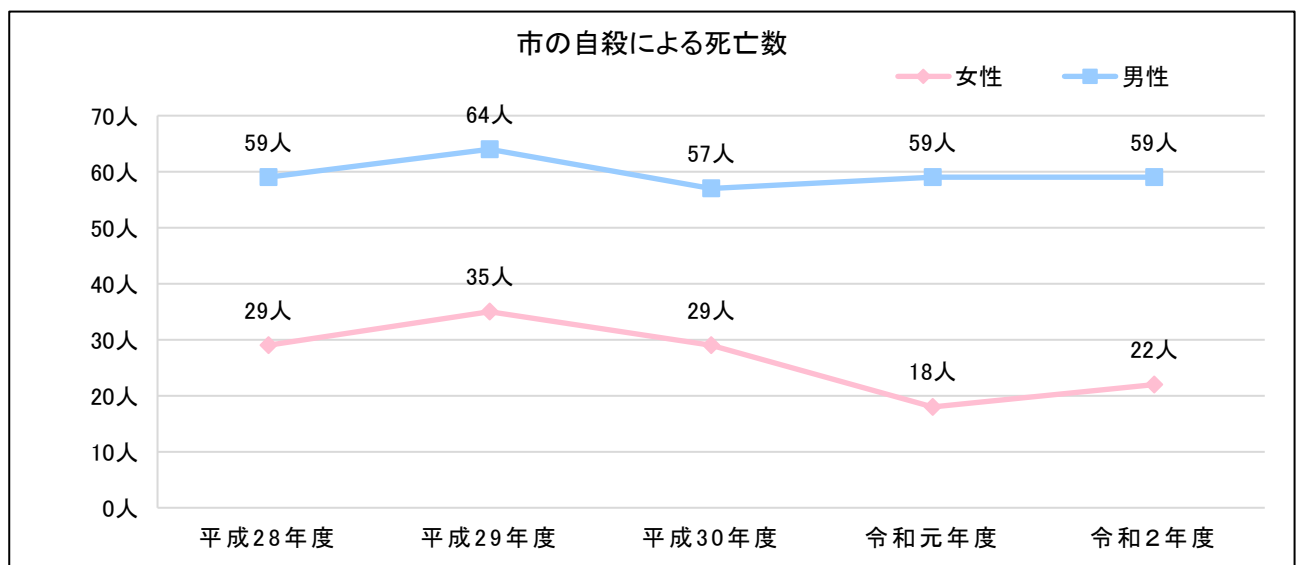
² ヘルスリテラシー 健康についての正しい知識・情報を入手し、理解して活用する能力

³ 資料出所:「保健衛生年報 令和4年版(令和3年度統計)」

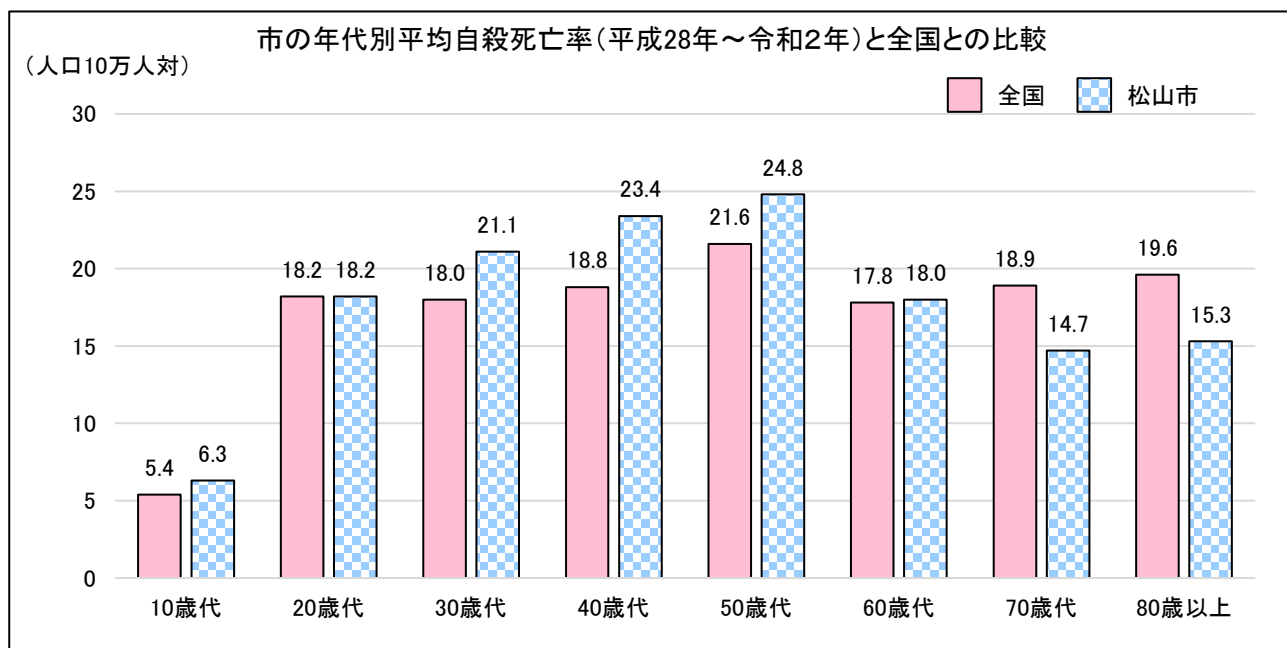
⁴ 資料出所:「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書」コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会



資料出所:松山市健康づくり推進課



資料出所:「人口動態統計」厚生労働省



資料出所:「人口動態統計」厚生労働省

【施策の方向】

【1-2-1】心とからだの健康づくりの支援

自立的な健康づくりの支援や各種健康診査を実施し、生涯を通じた心身の健康の保持増進を行います。

【1-2-2】健康をおびやかす問題への対策の推進

感染症や喫煙による害等の正しい知識の普及や意識啓発を行います。

【1-2-3】自殺の予防と対策

松山市自殺対策基本計画に基づく施策と連携し、寄り添い支え合う体制をつくります。

【1－3】メディアでの男女の人権の尊重

【現状と課題】

○インターネットや身近な情報端末である携帯電話等を使い、様々な情報を受け取り、発信することが容易にできるようになりました。メディアを通じて、男女共同参画についても情報が広く速く伝えられるようになり、ジェンダー平等が世界的に注目されるようになりました。

○しかし一方で、人権を侵害するような情報の流通が社会問題となり、新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、女性や子どもに対する暴力は多様化しています。

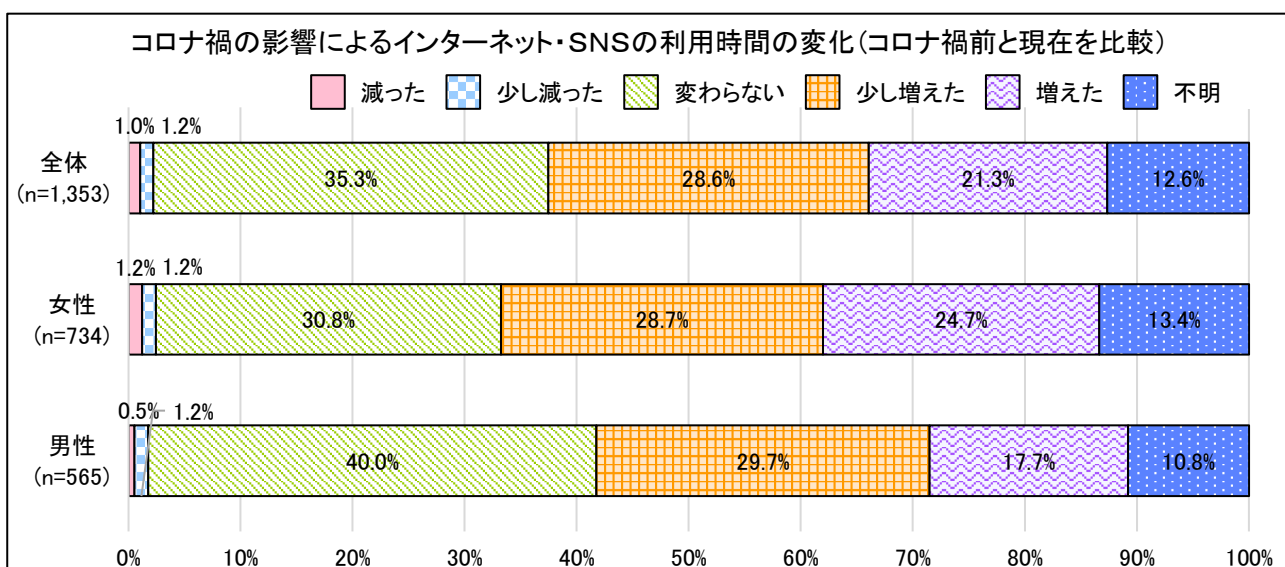
○コンピューターやインターネット等を利用した犯罪(サイバー犯罪)の全国の検挙件数は増加傾向にある中で令和2年(2020年)の児童買春・児童ポルノ禁止法違反での検挙は、20.4%¹となっています。

○令和3年(2021年)度には、松山市内の小・中学校で一人1台タブレット端末が整備され、様々な授業で端末を利用した学習を進めているほか、家庭への持ち帰りも行っており、インターネットの利用は子どもにとっても身近なものになっています。

○本市の市民意識調査によると、新型コロナウイルス感染症の影響で、「インターネット等の利用時間が増えた」が49.9%となっており、インターネット等の普及によりメディアが多様化する中で、メディアによってもたらされる情報の影響は更に拡大するものと見込まれています。

○表現の自由は、憲法で保障された権利であり尊重されるべきことですが、表現をしたり、情報を発信したりするに当たっては、対象となる人の人権尊重意識に基づき、性・暴力表現をはじめとし、相手に不快な感情を抱かせないようにするなど十分に配慮し、ジェンダーやDV等を助長する表現を行わないように努め、男女共同参画の視点に立った適切な表現を行う必要があります。

○膨大な情報が氾濫する中で、メディアからの情報を男女共同参画の視点に立ち、一人一人が自分自身で自主的に判断して活用する能力(情報活用能力(メディア・リテラシー²))向上のための取組を進める必要があります。



資料出所: 令和3年度「男女共同参画に関する市民意識調査」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民生活課

¹ 資料出所:「令和3年版警察白書」

² メディア・リテラシー 次の3つを構成要素とする、複合的な能力のこと。 1. メディアを主体的に読み解く能力 2. メディアにアクセスし、活用する能力 3. メディアを通じコミュニケーションする能力。特に、情報の読み手との相互作用的(インタラクティブ)コミュニケーション能力

【施策の方向】

【1-3-1】情報活用能力(メディア・リテラシー)の向上支援

子どもたちをインターネット上のトラブルから守るための講座を実施するなど、メディア・リテラシーの啓発を行います。

【1-3-2】公的広報等で男女共同参画の視点に立った表現の促進

情報を発信するに当たっては、ジェンダーやDV等を助長する表現を行わないように努め、男女共同参画の視点に立った適切な表現となるよう取り組みます。

【1-3-3】インターネット上の女性に対する暴力等への対応

子どもたちにメディア・リテラシーの啓発を行うとともに、インターネット上でのトラブルに対しては相談内容に応じて、関係機関につなげるなどの確な対応をします。また、インターネット上の人権尊重意識高揚についての講座を実施します。

豊かに 暮らせる社会を 目指します



〈松山市男女共同参画推進条例〉

第 4 条 男女共同参画の推進に当たっては、ジェンダーを反映した社会における制度又は慣行によって、男女の自由な活動の選択を妨げるものがないように配慮されなければならない。

第 9 条 男女共同参画は、すべての国・地域で取り組むべき目標であると認識し、国・地域にとらわれることなく、広い視野の下に積極的に推進されなければならない。

【2-1】社会での制度や慣行についての見直し

【現状と課題】

○本市の市民意識調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守った方がよい」といった「固定的性別役割分担意識¹⁾」は大幅な改善が見られます。

○しかし、「家庭」「職場」「学校教育」などのあらゆる分野での男女の平等感は、どの分野でも「男性の方が優遇されている」と回答した人は男性より女性の割合が高く、特に「家庭」で男女間での回答に大きく差が出ています(関連データ P.57 参照)。男女平等への意識は改善していても、実態は伴っていない状況です。

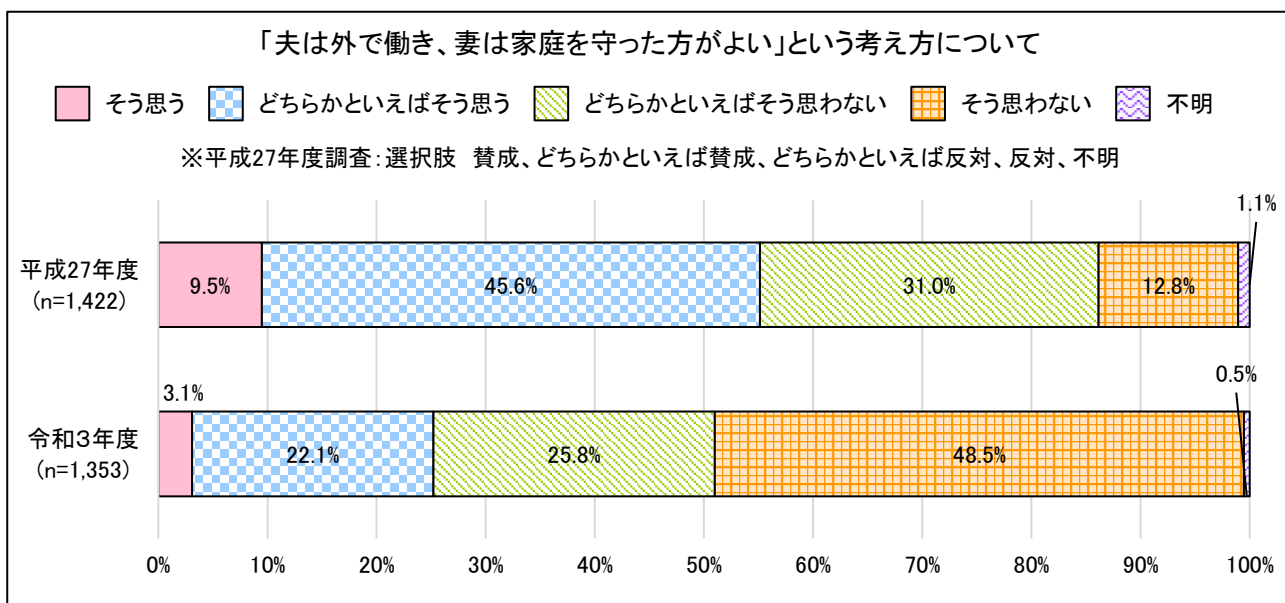
○男女互いの尊重や平等に関する理解をより深めるため、性別によって男女の活動の選択を妨げる社会制度や慣行を見直す必要があります。

○固定的性別役割分担意識のほかに、男女共同参画の取組の進展がまだまだ十分でない要因の一つとして、アンコンシャス・バイアス²⁾が存在していることが挙げられます。

○アンコンシャス・バイアスとは、「無意識の思い込みや偏ったモノの見方」のことで、女性にも男性にも存在し、日常のあらゆる場面にあふれています。

○本市の市民意識調査によると、「男性だから」「女性だから」という性別に基づく無意識の思い込みや偏った考え方を「他人からされたことがある」は全体は 29.2%で、女性は 38.6%、男性は 17.5%となっており、女性の方が割合は高くなっています。

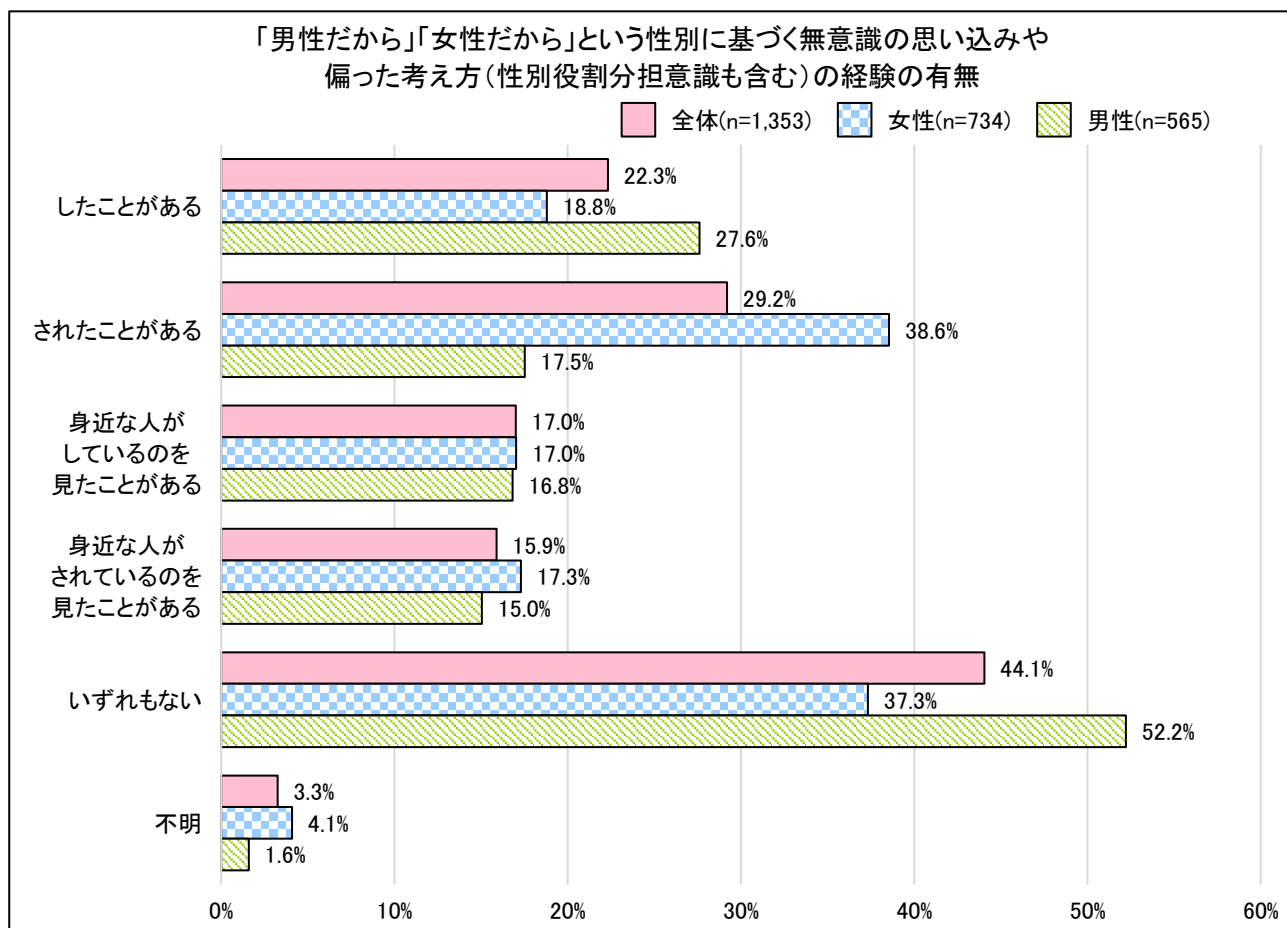
○アンコンシャス・バイアスによる悪影響が生じないよう、男女双方の意識改革と理解の促進を図ることが大切です。



資料出所: 平成 28 年度「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民参画まちづくり課
令和3年度「男女共同参画に関する市民意識調査」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民生活課

¹ 固定的性別役割分担意識 男性、女性の役割を性別だけを理由に決めつけること。

² アンコンシャス・バイアス 日本語で「無意識の偏ったモノの見方」のことで、「無意識の思い込み」「無意識の偏見」等と表現されることもある。



資料出所: 令和3年度「男女共同参画に関する市民意識調査」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民生活課

【施策の方向】

【2-1-1】男女共同参画に関する啓発・広報活動の推進

あらゆる機会や多様な媒体を通じて、男女共同参画意識の拡大やジェンダーギャップ¹解消に向けた啓発・広報活動等を行います。

【2-1-2】固定的性別役割分担意識に基づく社会制度・慣行の見直し

固定的性別役割分担意識等の男女共同参画に関する市民の意識や生活実態の調査・分析を行い、事業や啓発活動に繋げていきます。

【2-1-3】アンコンシャス・バイアスによる悪影響の解消

アンコンシャス・バイアスについて学び、刷り込まれたものの見方や捉え方に気付く講座を通して、アンコンシャス・バイアスによる悪影響の解消を進めます。

¹ ジェンダーギャップ 男女の違いにより生じる格差

【2-2】誰もが安心して暮らせる条件の整備

【現状と課題】

○本市の高齢化率は年々増加し4人に1人以上は高齢者という状況で、要介護認定者も増加傾向にあり、要介護認定率¹は令和3年(2021 年)度で 21.9%(関連データ P.59 参照)となっています。令和2年(2020 年)度の愛媛県(20.9%)や全国(18.7%)²と比べて高い数値です。

○本市の生活保護率は令和2年(2020 年)度で 2.26%と減少傾向³にありますが、全国(1.63%)⁴と比べて高い状況にあります。

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、全国的に就業から生活面に、様々な形で女性に深刻な影響を及ぼしています。特に、飲食・宿泊業などの雇用者は女性の割合が高いことに加え、非正規雇用労働者の女性が多いことから、女性が大きな打撃を受けています。

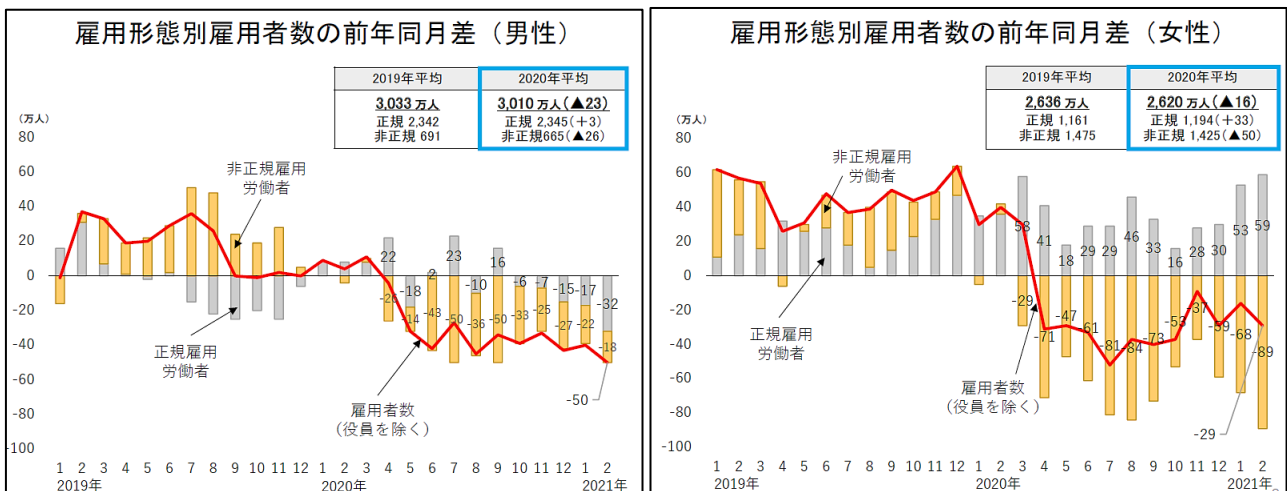
○国勢調査によると、本市の女性の就業者のうち、非正規雇用者は 44.6%で、その 25%がサービス職業となっていることから、本市の女性の非正規雇用者も影響を受けている可能性があります。

○女性の方が、生活困窮、性犯罪・性暴力被害、家族関係破綻など、様々な問題が複雑化し悪循環に陥りやすいといわれており、多様な支援を包括的に提供する体制を整える必要があります。

○男女という性別や年齢、障がいの有無、国籍、性的指向⁵・性自認⁶にかかわらず、幅広く多様な人々を包摂し、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進め、誰もが安心して暮らせる環境を整備していくことが必要です。

○市内の外国人人口は増加傾向にあることから、様々な機会を通じて、男女共同参画の視点に立った国際交流・国際理解を深めるとともに、多様な生き方を認め合う意識を醸成し、国際性豊かな人づくりを促進し、共生する社会の実現を進めていくことが求められています。

(全国)



資料出所:「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書」コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会

¹ 要介護認定率 第1号被保険者数(介護保険の65歳以上の被保険者)に占める要介護認定者数の割合

² 資料出所:「令和2年度 介護保険事業状況報告」厚生労働省

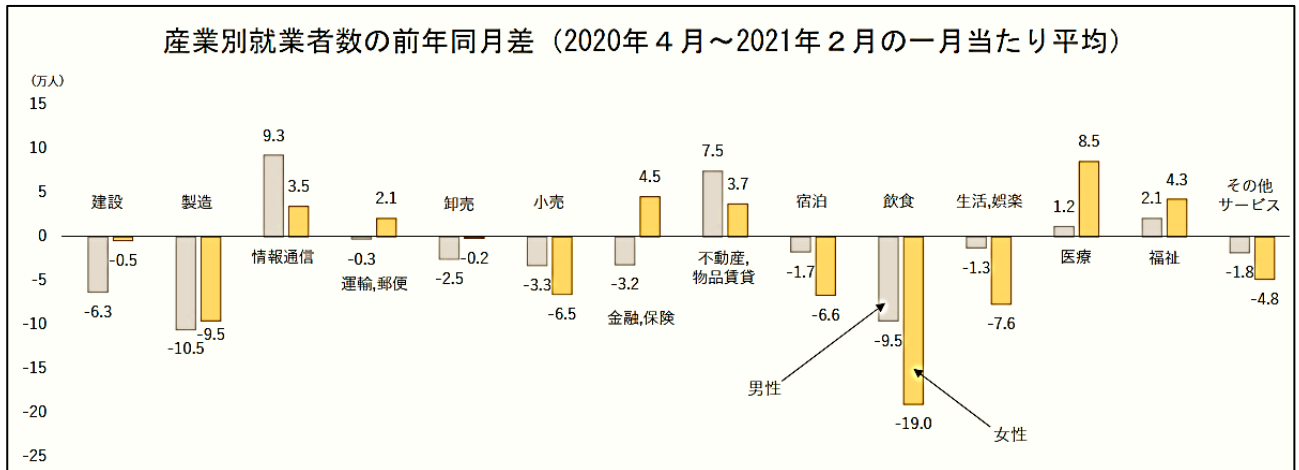
³ 資料出所:「令和2年度版 松山市統計書」

⁴ 資料出所:「令和2年度 被保護者調査」厚生労働省

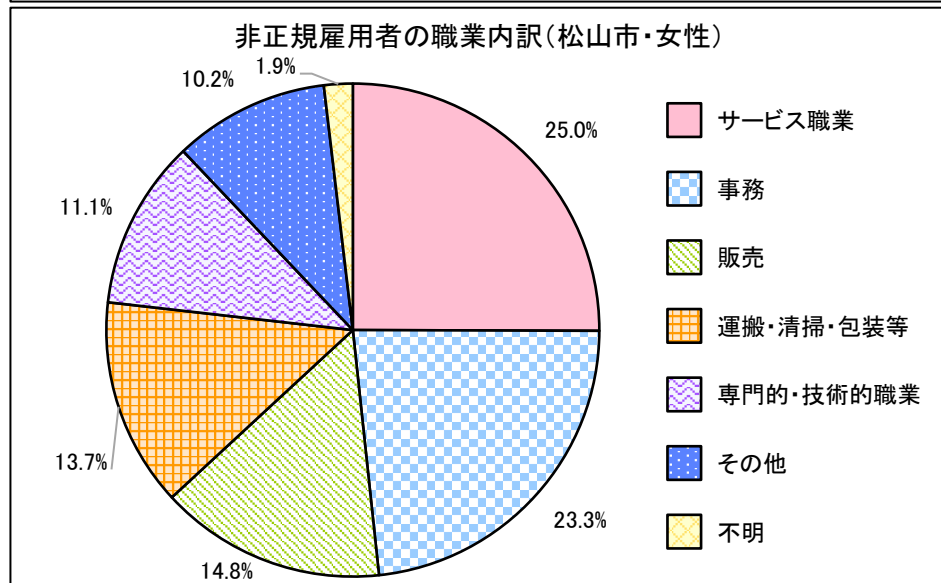
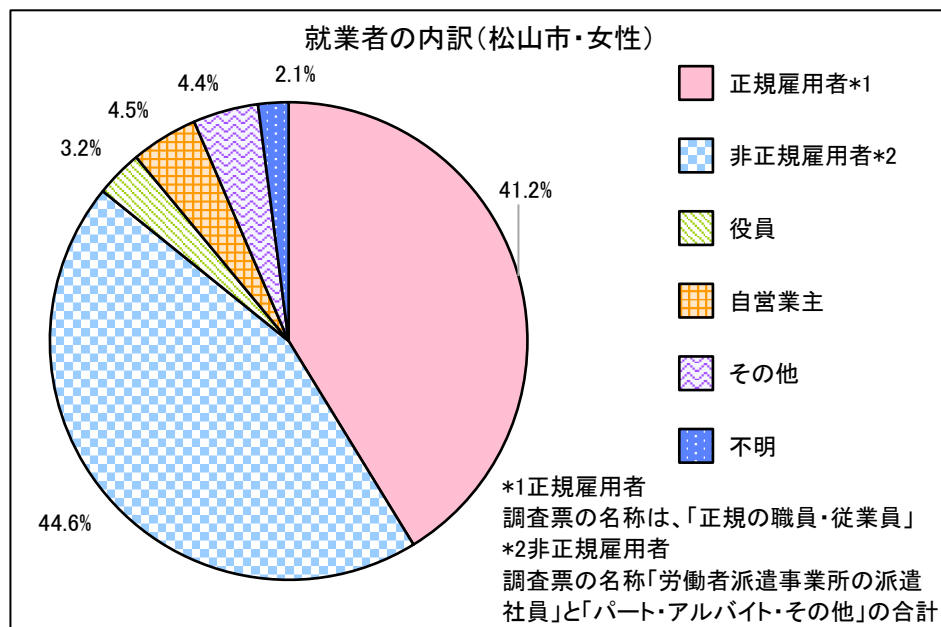
⁵ 性的指向 どのような性別の人を好きになるか。

⁶ 性自認 自分の性をどのように認識しているか。

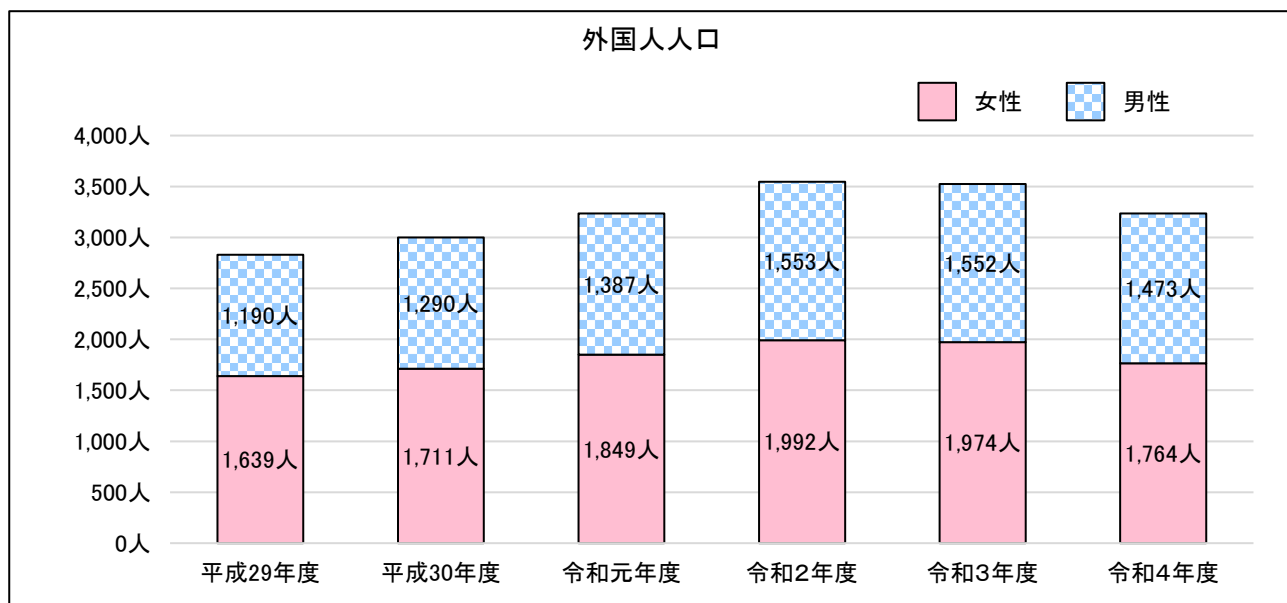
(全国)



資料出所:「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書」コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会



資料出所:「令和2年国勢調査」総務省より作成



資料出所:松山市民課

【施策の方向】

【2-2-1】高齢者、障がい者(児)、外国人への支援や介護環境の充実

高齢者、障がい者(児)の生きがいや社会参加の促進、生活等への支援や、外国人市民の生活等への支援を充実します。また、高齢者やその家族の地域の相談拠点として、地域包括支援センターを運営します。

【2-2-2】貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

若年者の正社員化支援、多重債務者に対する相談や生活に困窮する市民に対して最低限度の生活を保障するとともに、社会的経済的自立を目指すための支援を実施します。

【2-2-3】多様性を尊重し相互理解を促進する取組の実施

国際交流・国際理解事業や教職員への性の多様性に関する研修を実施することで、国籍や性別などに対する心の壁をつくることなく、多様な価値観を受け入れることができる人材の育成や自他共に認め合う教育を行います。また、平和の尊さや大切さについての理解を促進するなど平和意識の高揚に努めます。

多様な意見が 反映される社会を 目指します



〈松山市男女共同参画推進条例〉

第 5 条 男女共同参画は、男女が社会の対等な構成員として、市、事業者その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共に参画する機会が均等に確保されるように推進されなければならない。

【3－1】市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大

【現状と課題】

○国では、女性活躍推進法に基づき女性の活躍状況に関する情報を公表し、各団体の取組について比較できる形での「見える化」を行っています。

○市役所でも、女性活躍推進法に基づき情報を公表し、女性職員の管理監督者への登用の促進や職域拡大に努め、更なる女性活躍推進に向けた取組を進めています。

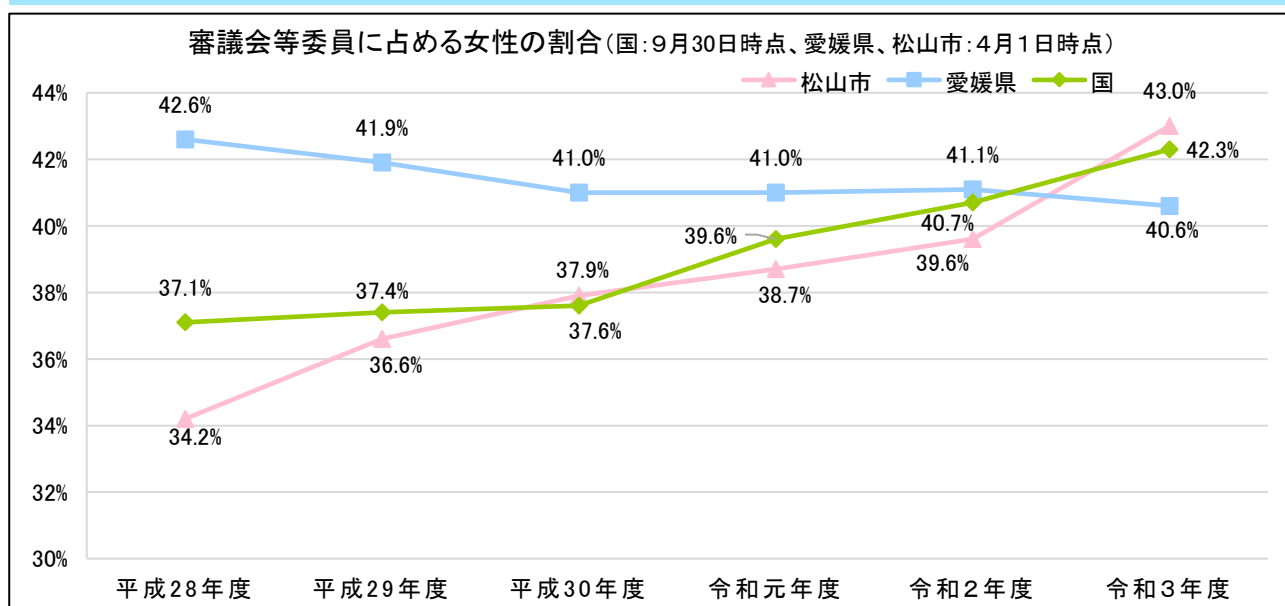
○審議会等の女性登用率については、条例で男女の構成員がそれぞれ全体の40%未満とならないように定め、「女性登用計画」で市役所の登用計画を策定するなど、全庁的な取組を進めています。

○これにより女性登用率は年々上昇し、令和3年(2021年)に目標を達成しました。引き続き「女性登用計画」を策定し、女性登用率が低い審議会に対して積極的に女性を登用するよう働きかけます。

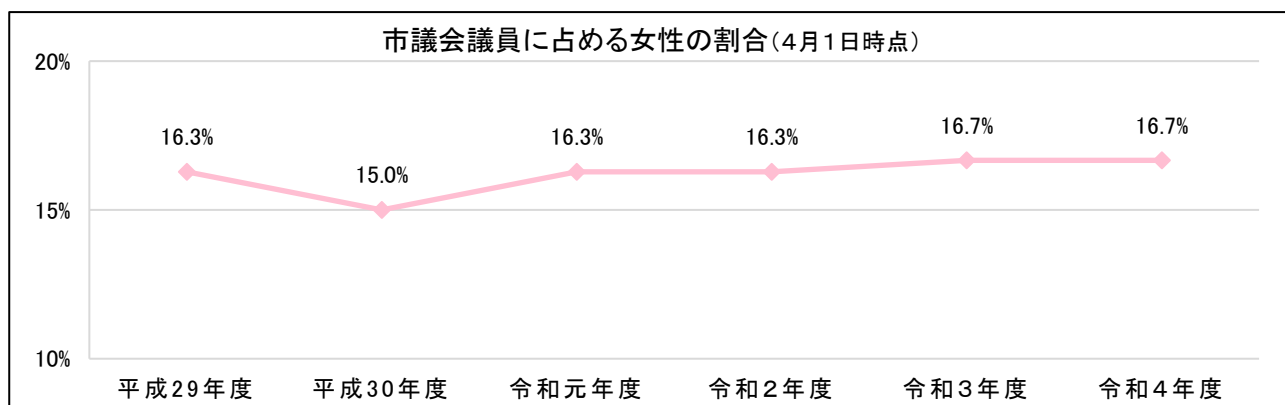
○女性のあらゆる分野での活躍は、多様な人材の能力を活用し、新たな視点や発想を取り入れるために不可欠です。

○市の政策は、市民一人一人の生活に影響を及ぼすため、政策・方針決定過程に男女が平等に参画し、多様な視点や意思を反映することが重要です。

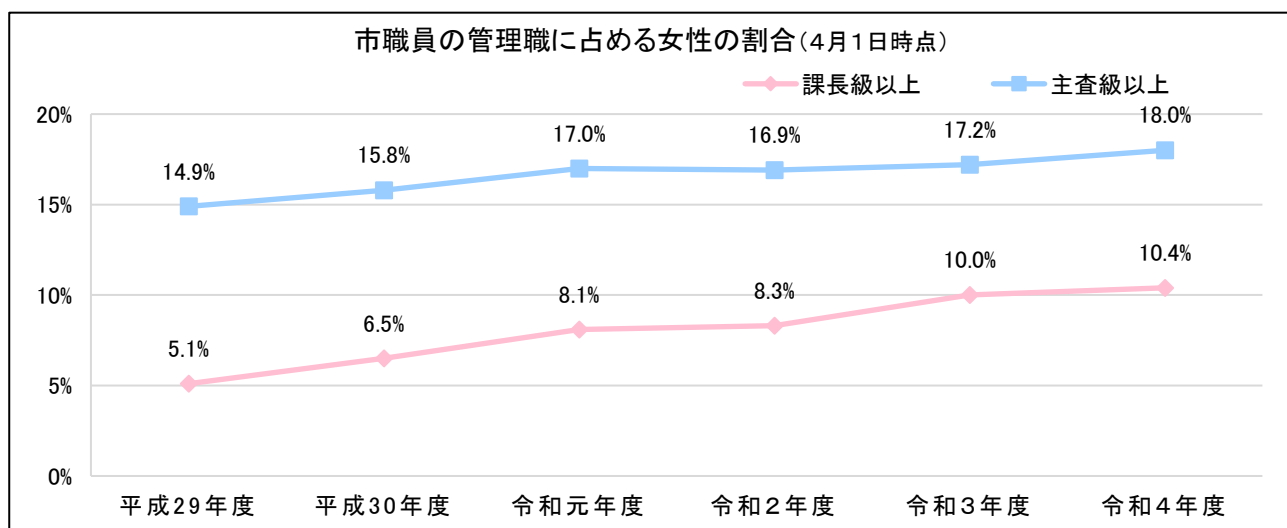
審議会などの女性登用率の推移



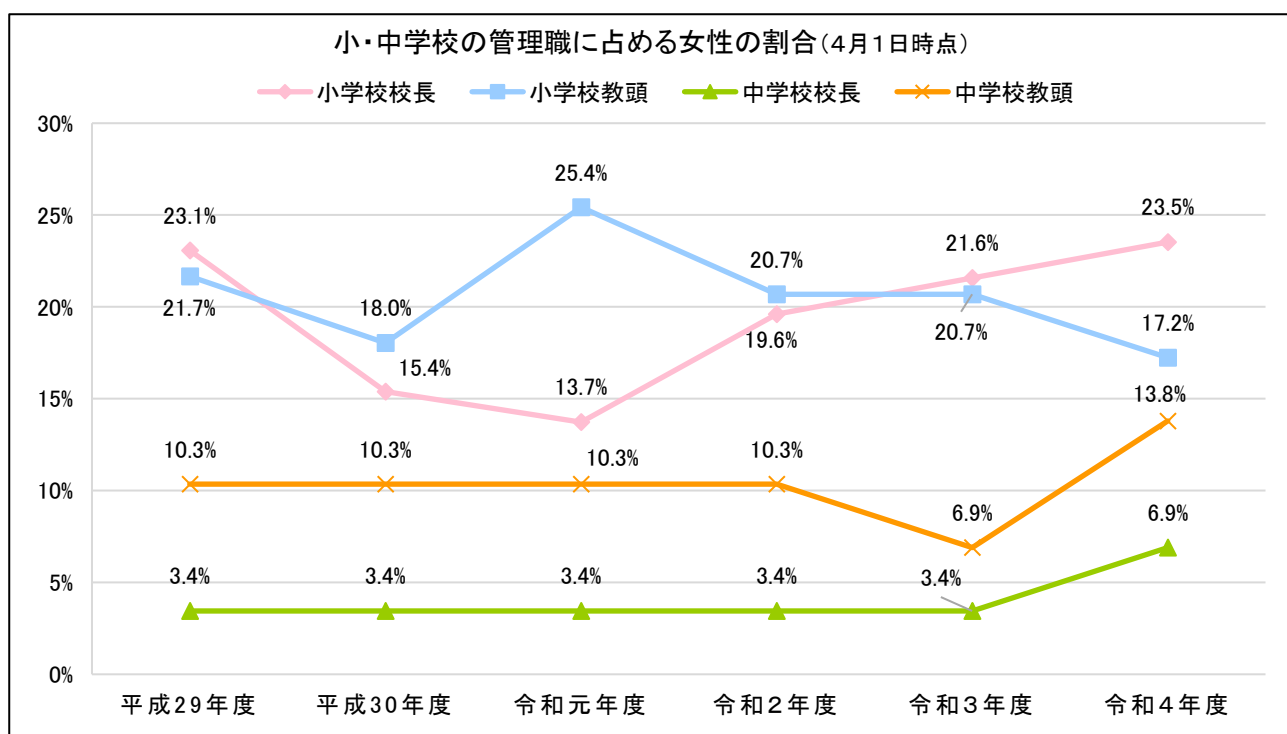
資料出所:内閣府、愛媛県、松山市市民生活課



資料出所:松山市議会事務局



資料出所:松山市人事課



資料出所:松山市教育委員会学校教育課

【施策の方向】

【3-1-1】審議会等への女性の参画促進

「女性登用計画」を策定し、計画的に審議会等への女性の参画を進めます。

【3-1-2】管理監督者への女性の登用促進

研修や業務を通じ、女性職員の上位職へのチャレンジ精神の高揚に努め、男女共に働きやすく働き甲斐のある職場の構築を目指し、女性職員の職域拡大を実施します。

【3-2】地域・職場の方針決定過程への女性の参画拡大

【現状と課題】

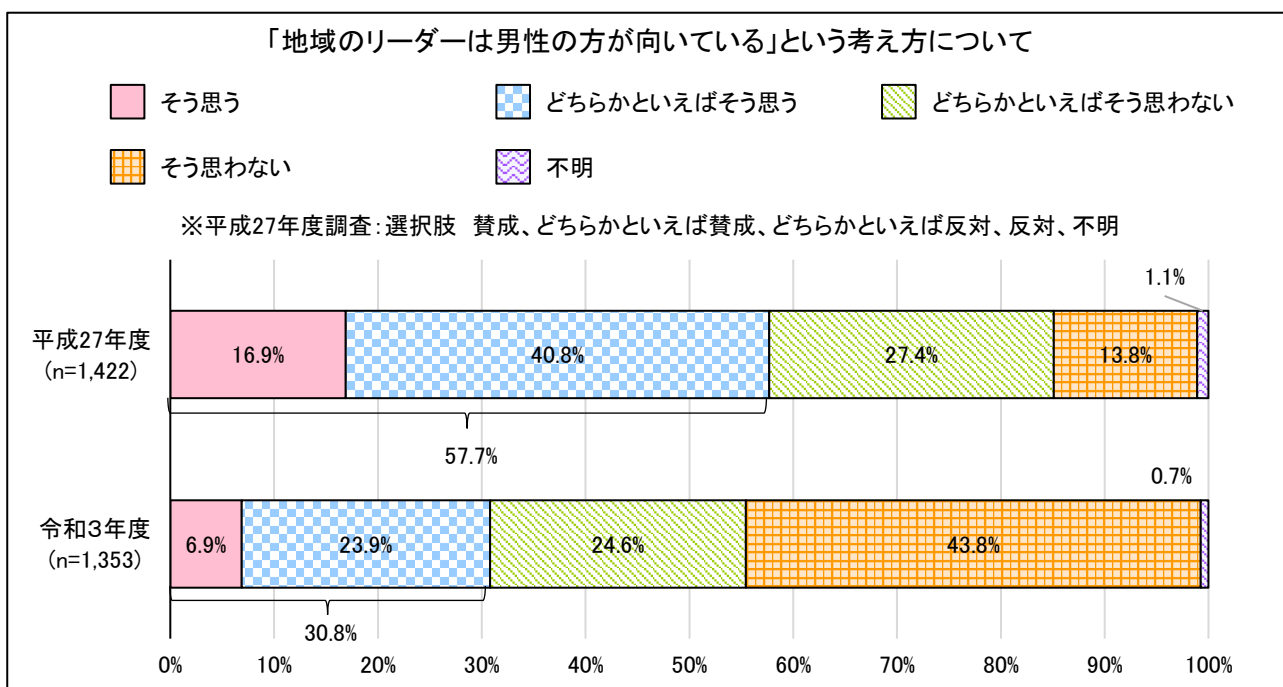
○令和元年(2019年)に女性活躍推進法が改正され、令和4年(2022年)度から一般事業主行動計画の策定義務対象が拡大されるなど、職場での女性の活躍を推進するための取組がますます求められています。

○本市の市民意識調査では、「職場の女性管理職が増えることは必要だと思う」は75.4%(関連データ P.61 参照)となっています。また、「地域のリーダーは男性の方が向いている」という考え方について、男性の方が向いていると回答した人は30.8%で、前回調査から約27ポイント減少しており、特に地域で方針決定過程への女性の参画を求める意識が高まっています。

○職場で女性の管理職が増えるために必要なこととして、前回調査では「必要な知識や経験などを持つ女性が増える」が男性の最も多い回答でした(関連データ P.62 参照)。今回調査では「企業が、女性が管理職として活躍しやすい職場風土をつくる」が男女共に最も多い回答となっています。女性の管理職が増えるために必要なことが、「女性自身の責任と考える」から「企業側の責務と考える」へと男性の意識の変化がみられます。

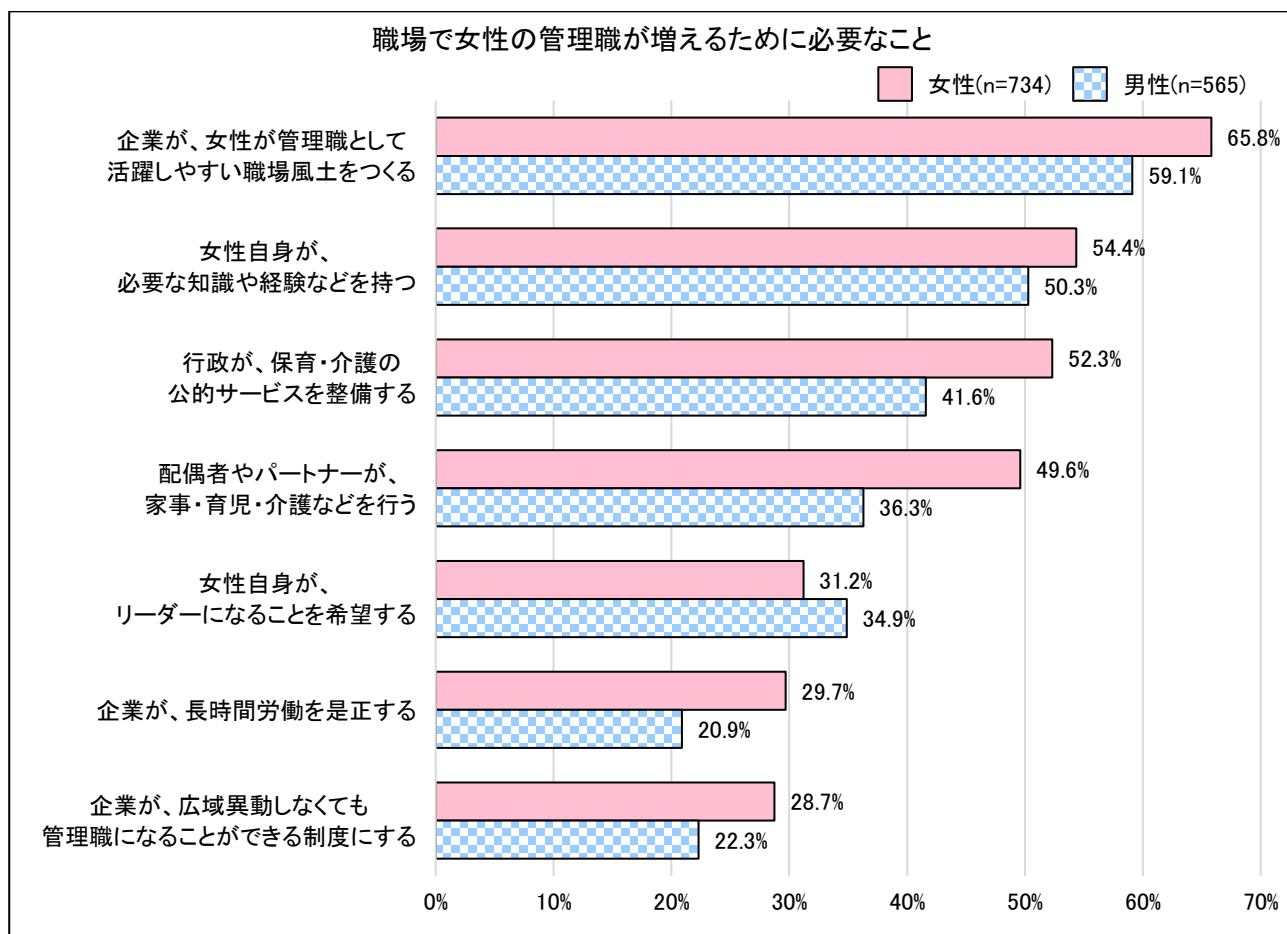
○男女が共に暮らしやすい地域や働く喜びがある職場をつくるためには、方針などを企画・立案する段階から男女が共に参画することが必要です。

○政治分野における男女共同参画の推進に関する法律¹の施行・改正にあわせ、市としても必要な環境整備を推進していくことが求められています。



資料出所：平成28年度「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民参画まちづくり課
令和3年度「男女共同参画に関する市民意識調査」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民生活課

¹ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等になることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めている法律(平成30年法律第28号)



資料出所: 令和3年度「男女共同参画に関する市民意識調査」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民生活課

【施策の方向】

【3-2-1】女性リーダーの育成と方針決定過程への女性の参画の拡大促進

各方面での女性の活躍推進のため、学習機会の提供に努め、人材を育成し、方針決定過程への女性の参画拡大を促進します。

【3-2-2】地域活動への参画促進

地域のまちづくりを一層充実したものにするため、地域のまちづくりの話し合いや活動等に女性が参画しやすい環境づくりに取り組みます。

【3-2-3】地域で活動する団体等の支援・連携促進

NPO等市民活動団体に対し支援を行い、連携を促進します。

【3-2-4】政治分野での男女共同参画推進

政治分野での男女共同参画の推進に関する情報の収集等を行い、必要に応じて男女共同参画を推進するための環境整備等に取り組みます。

仕事と生活の 調和が図られる 社会を目指します



〈松山市男女共同参画推進条例〉

- 第 6 条 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職業生活その他の家庭以外の社会のあらゆる分野における活動とを両立して行うことができるように推進されなければならない。
- 第 7 条 男女共同参画は、経済活動の分野において、男女が均等な就労環境の下で、労働、生産、経営等に協働して取り組むことができるように推進されなければならない。

【4－1】雇用等の分野での男女平等と働き方の見直し

【現状と課題】

○男女共同参画は個性と多様性を尊重する社会の実現のために必要なだけでなく、経済社会の持続的発展のためにも不可欠な要素です。

○雇用の現場ではいわゆる「M字カーブ問題」は解消に向かっており、M字から台形に近づきつつあります。本市の市民意識調査によると、職場の中での男女の平等感について「男女平等である」と回答した人の割合は、前回調査と比較して6.5ポイント上昇しました(関連データ P.58 参照)。しかし、「男性の方が優遇されている」と回答した人は依然多く、半数を超えています。

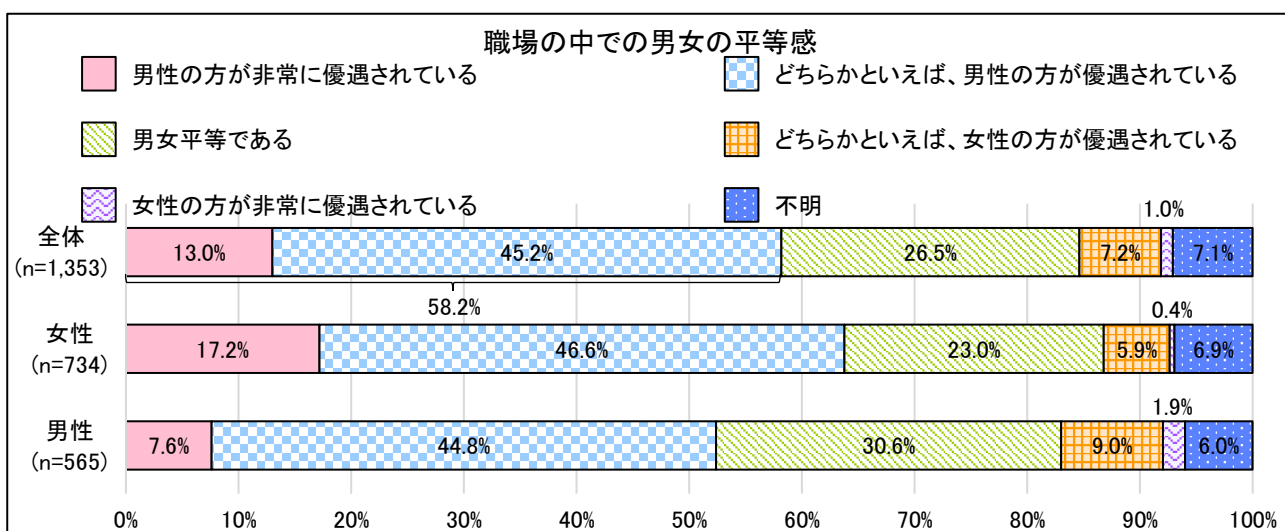
○いまだ固定的性別役割分担意識により家事・育児・介護等の多くを女性が担っていることや、男性中心型労働慣行²が原因ではないかと思われます。

○このような中、女性活躍推進法、働き方改革関連法³及び育児・介護休業法⁴の改正で、働く場での女性のますますの活躍、男性の家庭・地域社会での活躍及び男女共に多様で柔軟な働き方への取組が進められています。

○市役所では、テレワーク、時差出勤等の多様な働き方の推進や休暇制度の改善、取得促進等を行い、働き方改革の推進のため様々な取組を行っています。

○農業分野では男女がお互いのパートナーであることを尊重し合うために、家族経営協定を推進し、家庭内の役割を分担し、労働時間や家族行事等の協定を締結しています。

○コロナ下である程度進んだテレワークや時差出勤なども継続しながら、働きたい人全てが生き生きと働くことができる環境を整備することが必要です。



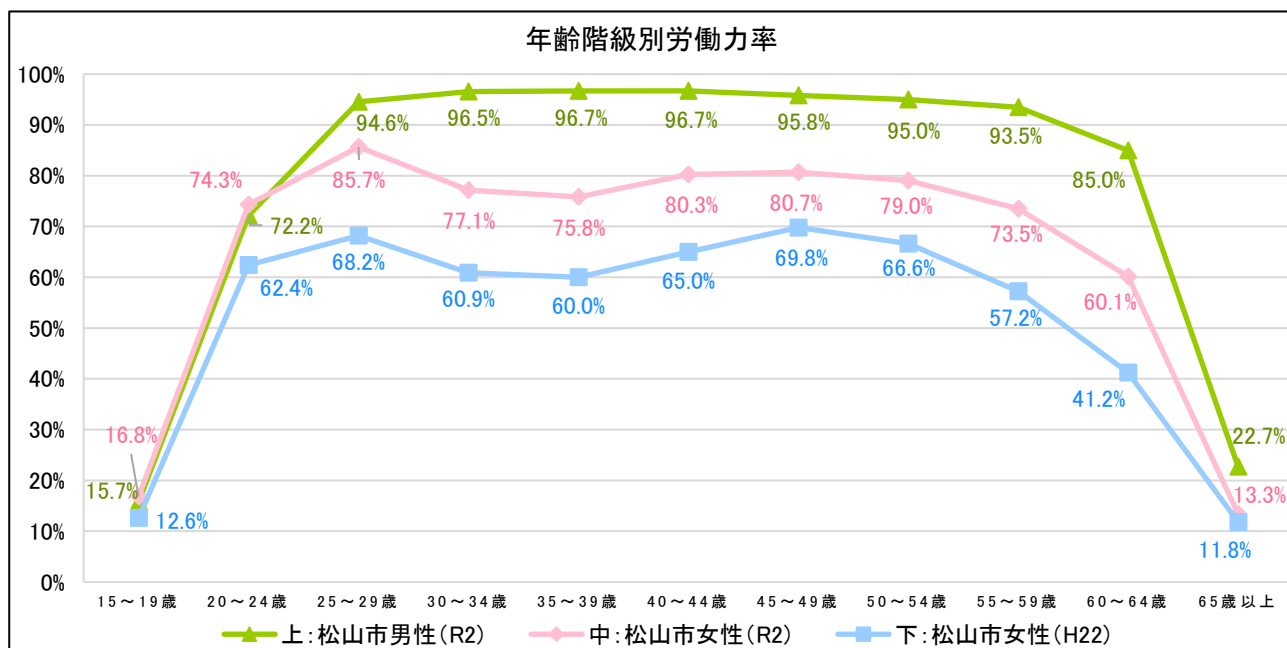
資料出所: 令和3年度「男女共同参画」に関する市民意識調査(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民生活課

¹ M字カーブ問題 女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られています。近年、M字カーブは浅くなっており、M字の底となる年齢階級も上昇、M字の谷となる期間も短くなっています。

² 男性中心型労働慣行 長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行

³ 働き方改革関連法(働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律) 労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講ずる法律(平成30年法律第71号)

⁴ 育児・介護休業法(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律) 育児休業及び介護休業に関する制度並びに子の看護休暇及び介護休暇に関する制度を設けるとともに、子の養育及び家族の介護を容易にするため所定労働時間等に関し事業主が講ずべき措置を定めるほか、子の養育又は家族の介護を行う労働者等に対する支援措置を講ずること等により、子の養育又は家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図り、もってこれらの者の職業生活と家庭生活との両立に寄与することを通じて、これらの者の福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に資することを目的としている法律(平成30年法律第76号)



【施策の方向】

【4-1-1】男性中心型労働慣行の見直し

男性の生き方について考える学習機会を提供するとともに、昭和時代から続く長時間労働等の慣行を見直すための周知・啓発等を行います。

【4-1-2】男女の均等な雇用の機会と待遇の確保

関係機関と連携しながら、事業主に対して男女共同参画の重要性の理解を求めるとともに、男女雇用機会均等法¹や女性活躍推進法等の周知・啓発を行います。

【4-1-3】仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及促進

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の必要性に関する社会的機運醸成を図るとともに、一人一人がそれぞれ望む調和(バランス)を実現できるよう広く周知・啓発等を行います。

【4-1-4】農業分野での女性の経営参画の促進

家族農業経営に携わる各世帯員が、経営方針、役割分担、働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決める「家族経営協定」の締結を推進します。

【4-1-5】職業能力の開発支援

関係機関と連携して市内事業者が実施する従事者のスキルアップ研修を支援するなど、人材育成支援を推進します。

【4-1-6】多様な就業ニーズへの対応

女性、若年者、高齢者などの雇用促進や再就職支援等への就業を関係機関と連携の下、促進します。

¹ 男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的としている法律(昭和47年法律第113号)

【4－2】男性の家事・育児・介護等参画推進

【現状と課題】

○本市の市民意識調査によると、家庭の中での男女の平等感について「男女平等である」と回答した人の割合の男女差が大きいことが分かります(女性 25.7%、男性 46.4%) (関連データ P.57 参照)。

○また、家事・育児時間を男女で比較したところ、女性の方に負担が偏っていることがうかがえ、平等意識を阻む一つの要因ではないかと考えられます。

○男女共同参画社会の実現に向けては、女性の社会での活躍と歩調を合わせて、男性が家庭生活や地域社会により積極的に参画しやすい環境をつくり、男性の活躍の場を家庭や地域社会に広げることが不可欠です。

○夫の家事・育児時間が長いほど、第2子以降の出生割合や、妻の出産前後の継続就業割合も高い傾向にあるという調査結果¹が出ています。男性の家事・育児への参画は、社会全体の男女共同参画を後押しするだけでなく、今後の地域の発展のために重要と言えます。

○近年、男性が家事・育児・介護等に積極的に参画する土壌づくりは進められており、育児・介護休業法が改正されるなど、法整備は整いつつあります。また、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)統括文書によると、長時間労働の慣行は是正されつつあることがうかがえます(関連データ P.62 参照)。

○しかし、育児休業に関しては男性 30 歳代の 40%近くが「取得したいが、できない」と回答しており、取得できない理由として、周りに迷惑がかかる、取得しづらい雰囲気が職場にあるということが挙げられており、職場での理解促進や風土改善が求められています。

○市役所では、出産・育児支援説明会の開催や育児休業取得の促進のリーフレット等の配布を行い、年々男性の育児休業取得率は増加しています。

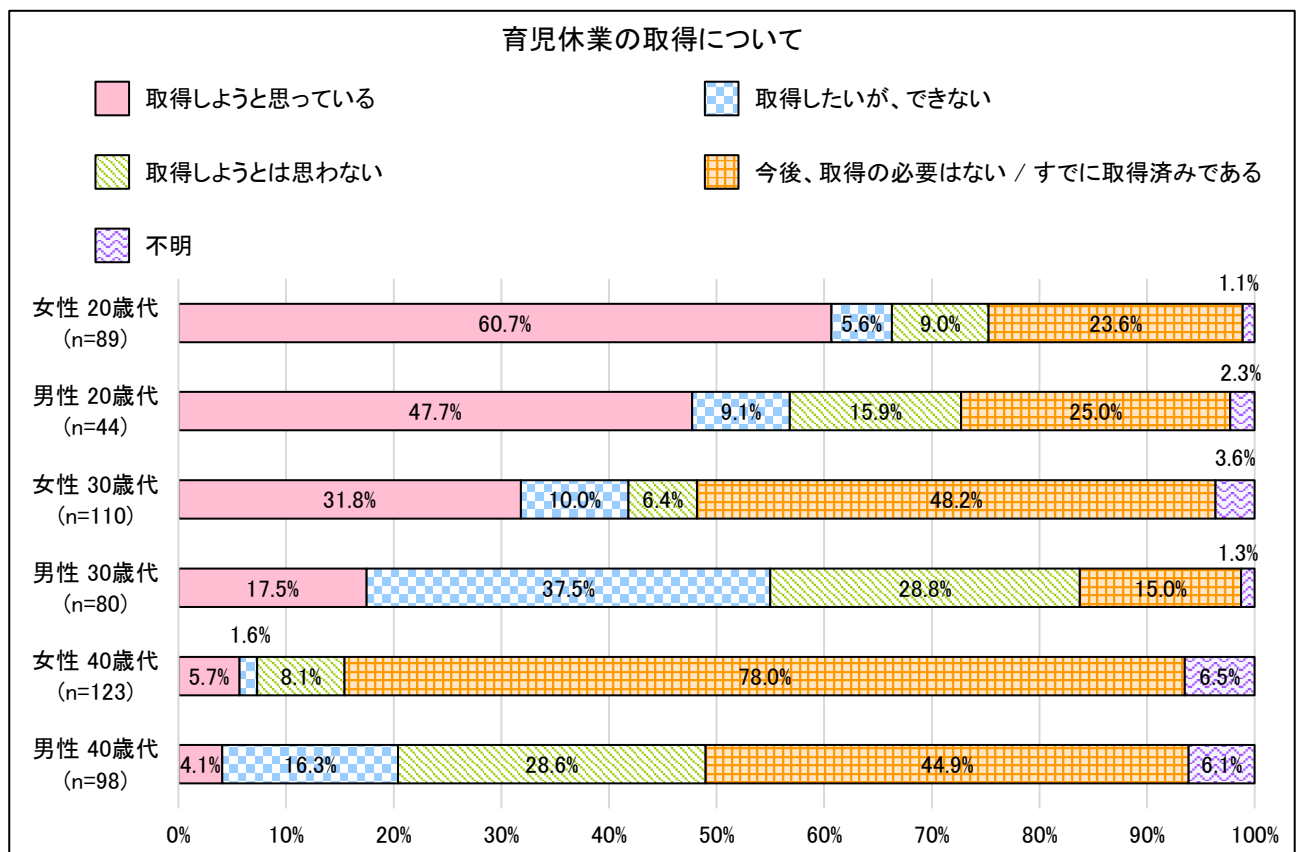
○松山市男女共同参画推進センター(コムズ)では、男性のための料理教室や暮らしに役立つ講座等を開催しています。今後も男性の家事・育児・介護等の参画を推し進めていくため、男性が参加しやすい講座を開催することが重要です。

1 日あたりの平均的な時間の使い方

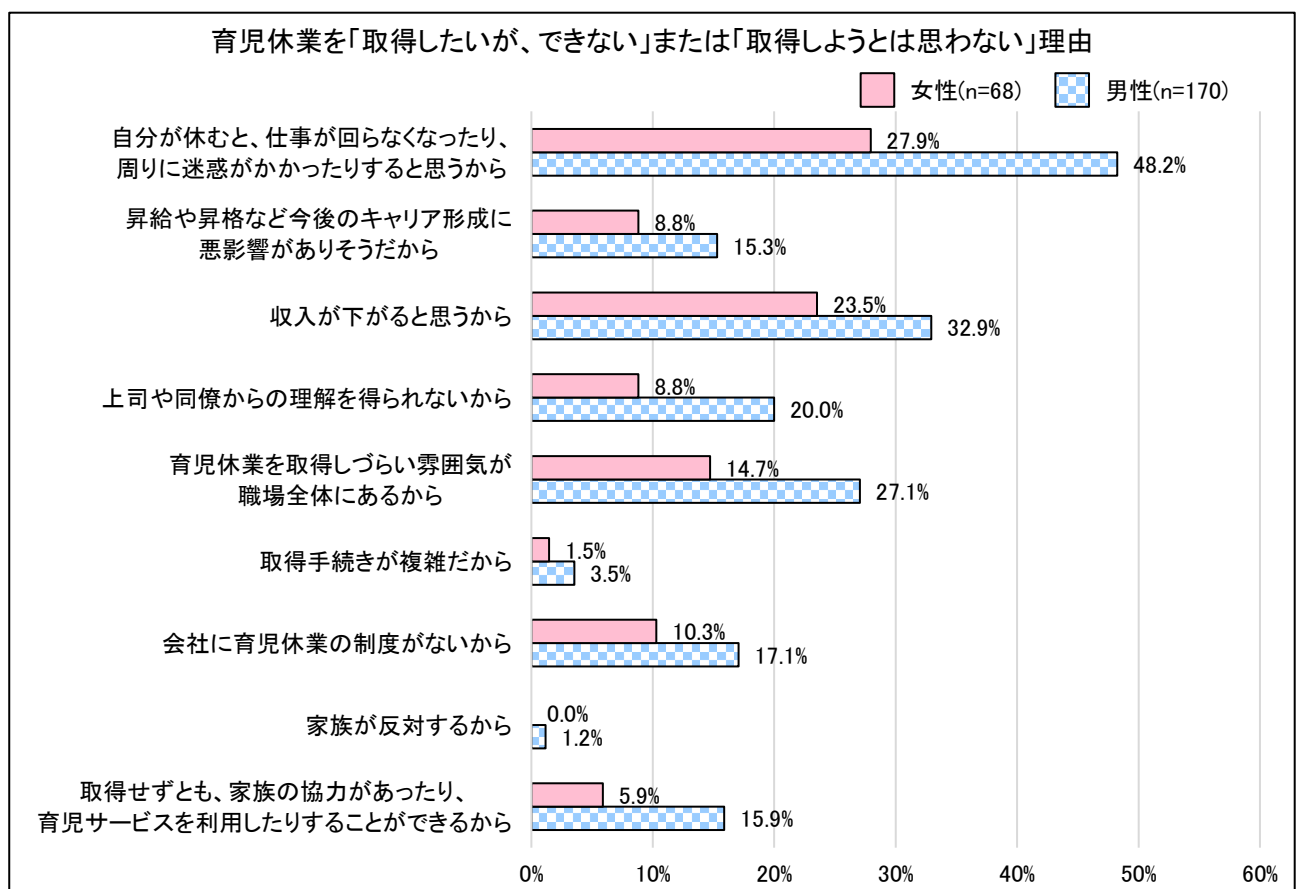
		女性	男性	(n=女性、男性)
家事	平日	3 時間 03 分	1 時間 16 分	(n=663,452)
	休日	3 時間 40 分	1 時間 49 分	(n=628,448)
育児	平日	1 時間 40 分	0 時間 22 分	(n=415,317)
	休日	2 時間 26 分	1 時間 15 分	(n=398,312)
介護	平日	0 時間 16 分	0 時間 14 分	(n=407,311)
	休日	0 時間 28 分	0 時間 18 分	(n=401,301)
就労	平日	5 時間 54 分	7 時間 39 分	(n=541,442)
	休日	0 時間 37 分	0 時間 49 分	(n=398,338)

資料出所: 令和3年度「男女共同参画に関する市民意識調査」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民生活課

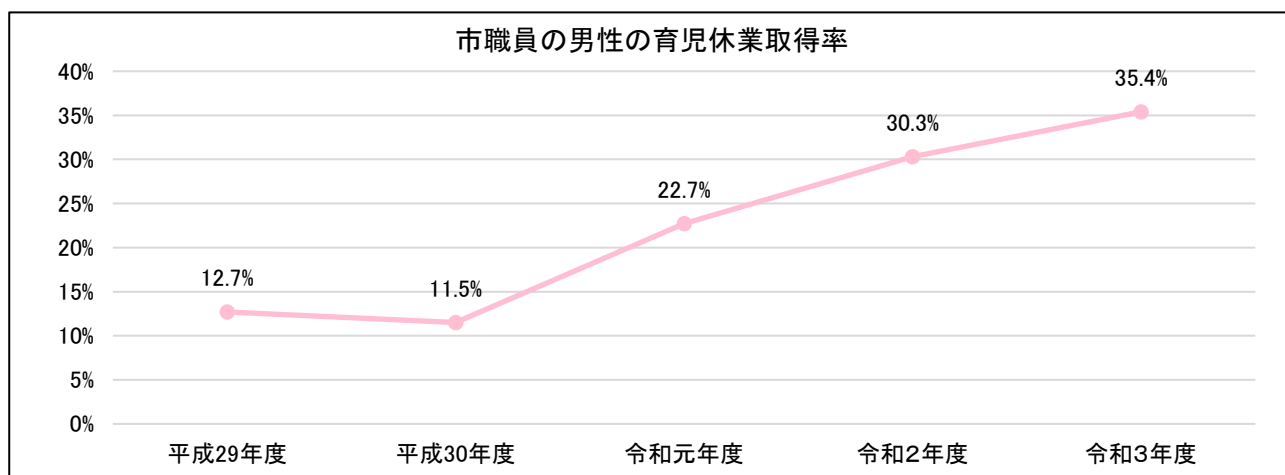
¹ 資料出所:「育児・介護休業法の改正について」厚生労働省



資料出所: 令和3年度「男女共同参画に関する市民意識調査」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民生活課



資料出所: 令和3年度「男女共同参画に関する市民意識調査」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民生活課



資料出所:松山市人事課

【施策の方向】

【4-2-1】男性にとってのワーク・ライフ・バランス

男性を対象に生き方について考える機会を提供するとともに、ワーク・ライフ・バランスを阻む様々な問題について知識の習得を図ります。

【4-2-2】育児休業等取得への啓発・支援

育児休業に関する周知を行うためチラシ、ホームページ等で啓発します。また、若年層に対して、働き方を含めた人生設計を構築する支援を行います。

【4-2-3】家事・育児・介護等の実践に向けた支援

家事・育児・介護等への参画促進のための学習機会となる講座を開催します。

【4－3】安心して子どもを産み育てられる環境整備

【現状と課題】

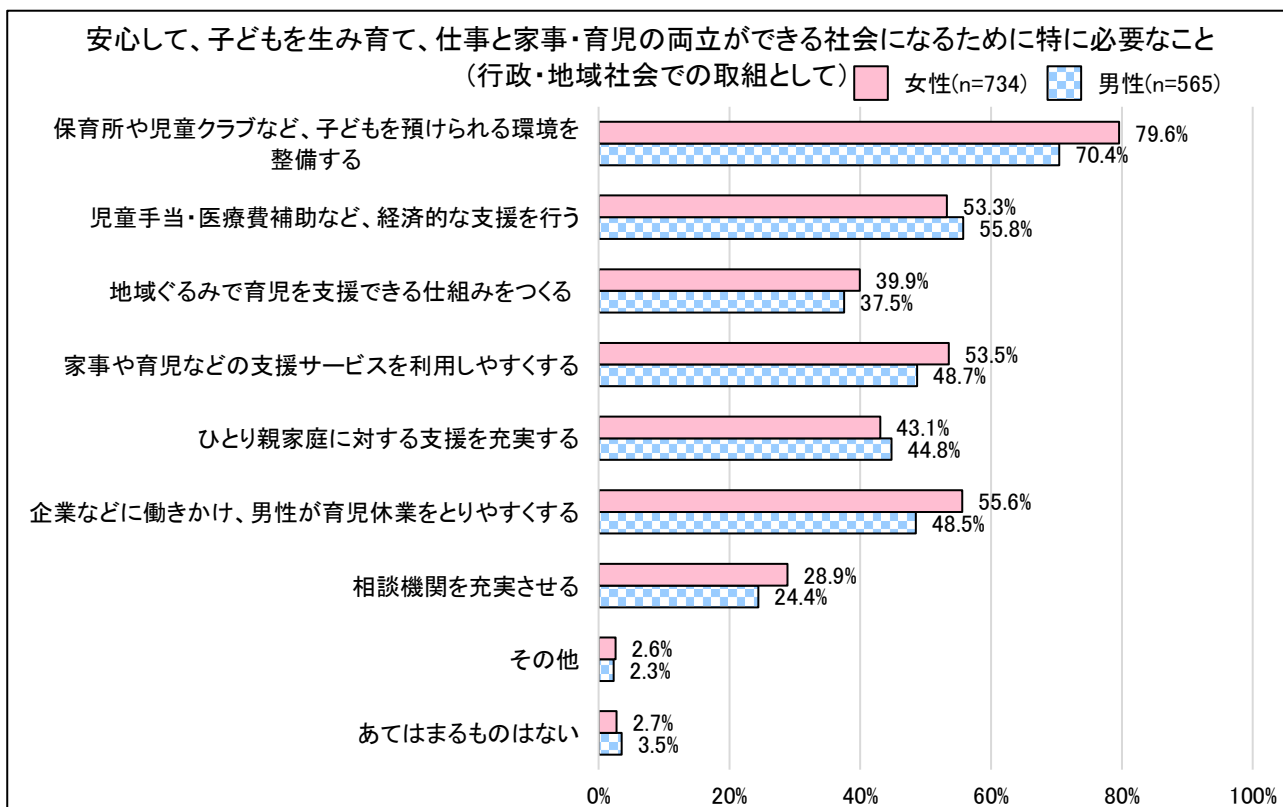
○本格的な人口減少社会を迎え、少子高齢化が急速に進む中、将来にわたる持続可能な活力ある社会を構築するためには社会全体で子育てを支える環境づくりが必要です。

○近年、核家族化、地域とのつながりの希薄化、女性の社会進出、晩婚化、出産年齢の高齢化等子育てを取り巻く地域や家庭の状況は変化し続けており、育児不安を抱えている母親の増加、児童虐待などが問題となっていることから、行政もその変化に応じた対応が必要とされています。

○本市の市民意識調査によると、「安心して、子どもを生み育て、仕事と家事・育児の両立ができる社会になるために行政・地域社会での取組として特に必要なこと」について、「保育所や児童クラブなど、子どもを預けられる環境を整備する」と回答した人が男女共に最も多くなっていますが、経済的な支援や男性の育児休業を取りやすくすることなど、様々な面からの取組が求められています。本市では、令和4年4月1日現在で待機児童ゼロを達成しており、今後も保育ニーズに応じた定員の確保等で待機児童ゼロの継続に取り組めます。

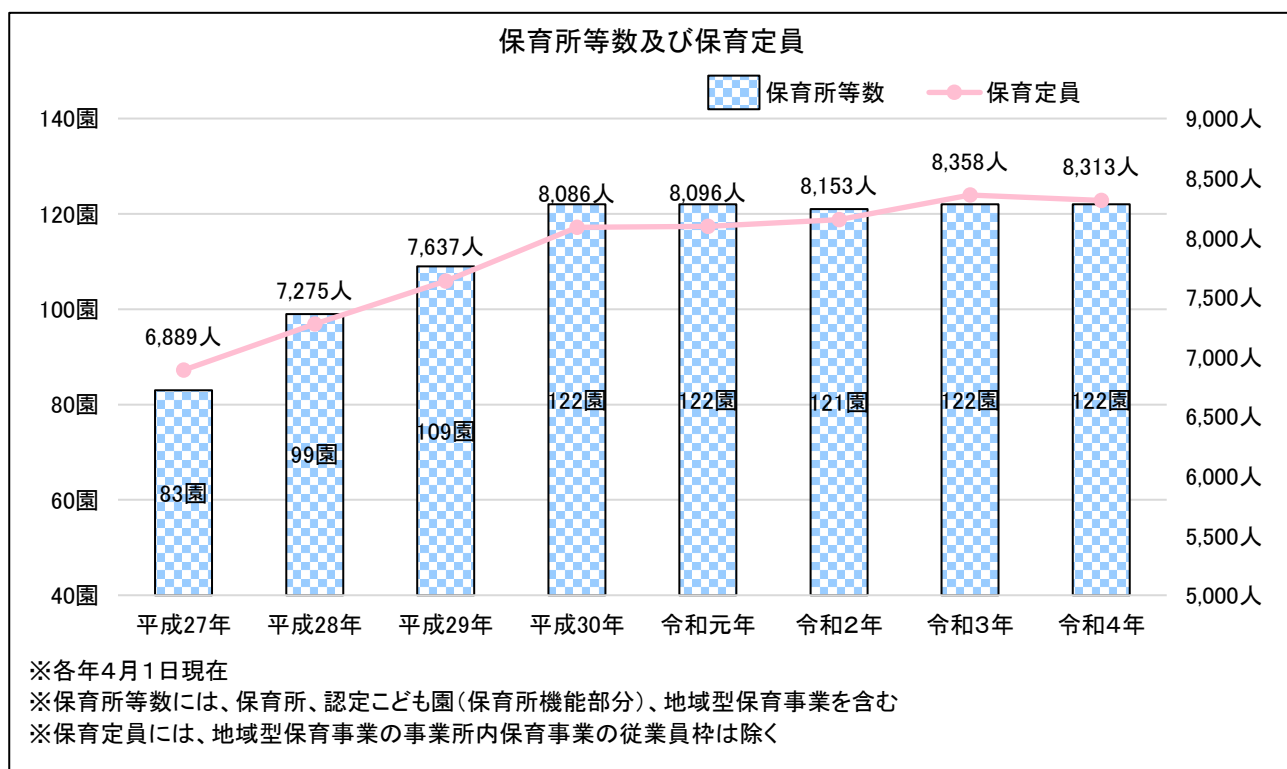
○また、妊娠・出産は女性にとって大きな節目であり、地域で安心して安全に子どもを産み育てることができるよう男性の育児参画はもちろんのこと、育児の孤立化を防ぐための気軽に集まれる場所の整備、多様化するニーズに応じた相談体制の強化など、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供が必要です。

○本市のひとり親家庭数は減少傾向にあります。ひとり親家庭は、子育てや就業、経済的な面等で厳しい環境に置かれている傾向にあります。また、全国的にひとり親世帯の子どもの貧困率は大人が二人以上の世帯よりも高い水準にあります。貧困の連鎖を断ち切り、全ての子どもたちが夢や希望を持つことができるまちを目指すためには、社会全体で取り組む必要があります。ひとり親家庭など困難な事情を抱えた家庭に対しては、就業継続や、再就職等に向けた相談に応じ、安定した生活が送れるよう細やかな支援が求められています。

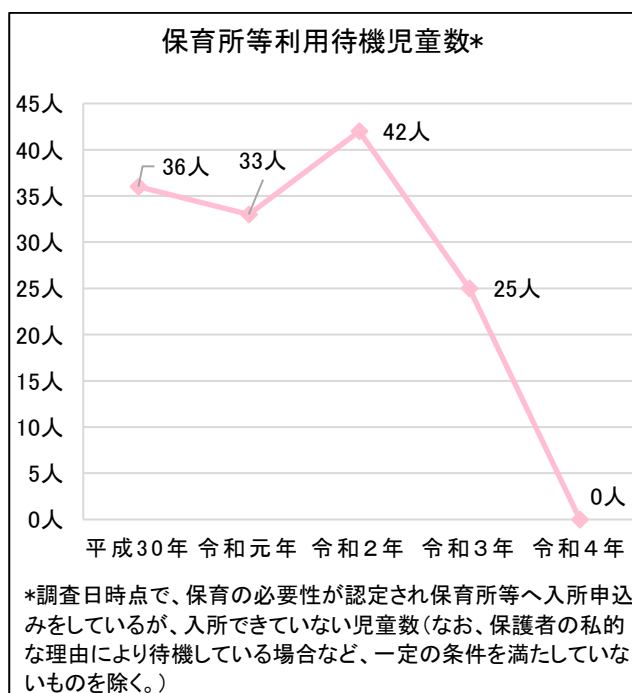


資料出所: 令和3年度「男女共同参画に関する市民意識調査」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民生活課

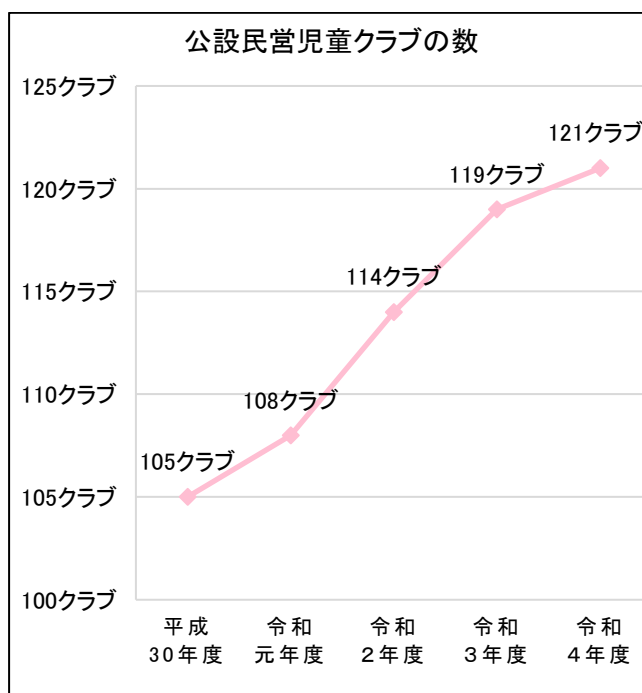
¹ 資料出所:「松山市子どもの貧困対策計画」



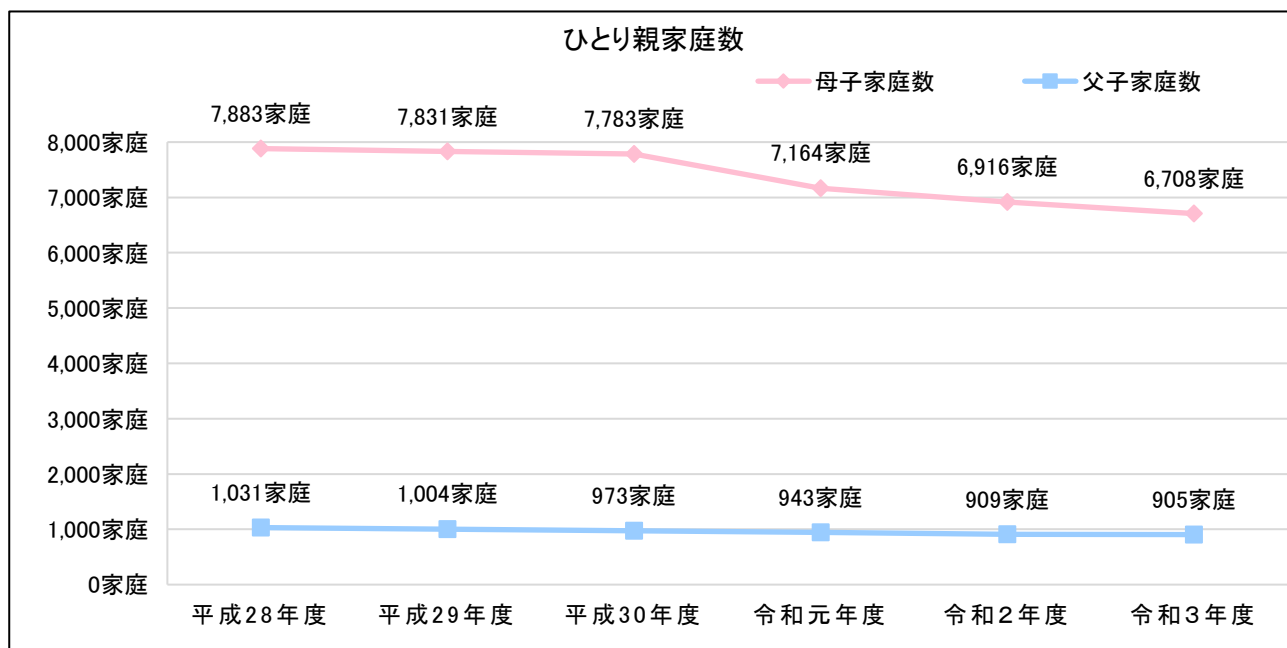
資料出所:松山市保育・幼稚園課



資料出所:松山市保育・幼稚園課



資料出所:松山市子育て支援課



資料出所:松山市子育て支援課

【施策の方向】

【4-3-1】子育て環境の充実

待機児童対策、長期休暇中の預かり、送迎等の支援、医療費の助成、おむつ券の交付、小児救急医療の長期安定的な維持などを通して、子育て環境の一層の充実を図ります。

【4-3-2】妊娠・出産の支援をはじめとした母子保健の充実

妊娠期から子育て期までの様々な時期に応じた母子保健事業を実施し、正しい知識や情報を提供するとともに、不安の軽減や産後うつ予防を図るなど、健やかな妊娠・出産・子育てのスタートを支援します。

【4-3-3】ひとり親家庭等の生活への支援

ひとり親家庭の子どもやその父母の生活の安定や福祉の増進を図るため、様々な事業を実施します。

【4-3-4】相談体制の確立

乳幼児がいる親と子どもが気軽に集う場所やSNSを活用した相談窓口を設置するなど、子育てに関する様々な細やかな支援を行います。

災害時こそ 互いを配慮します



〈松山市男女共同参画推進条例〉

第16条 何人も、地域における活動の中で、男女共同参画が阻害される制度又は慣行をなくし、ジェンダーにとらわれることなく個人の行動、考え方等が尊重され、意思決定にかかわることができるよう努めなければならない。

【5－1】男女共同参画の視点を取り入れた地域防災力の充実強化

【現状と課題】

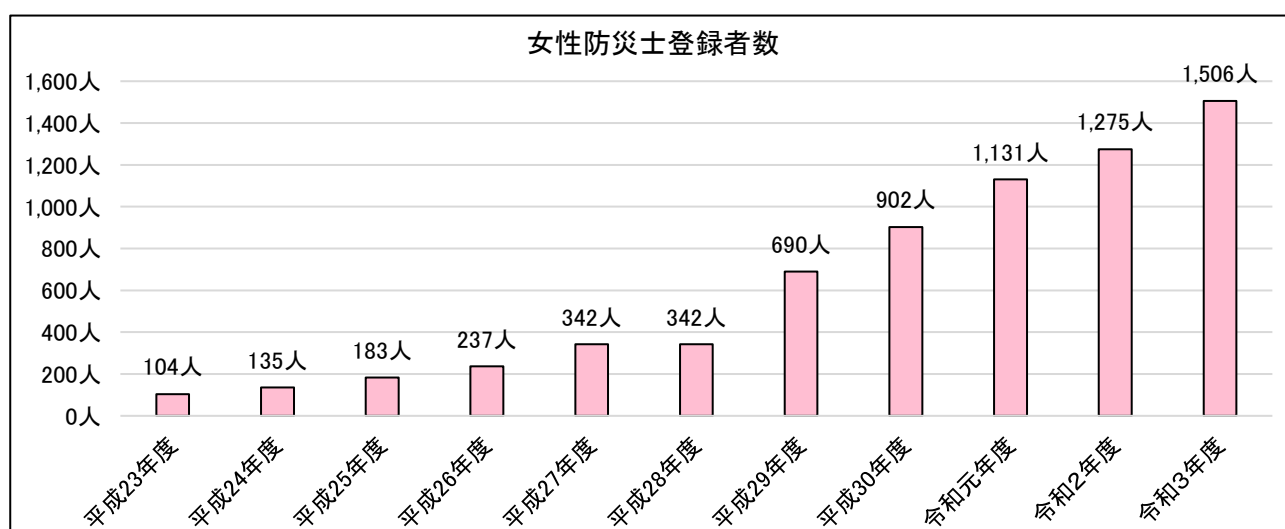
○過去の災害では、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの差異が考慮されないなどの課題が指摘されており、防災対策に男女共同参画の視点を取り入れることは不可欠です。

○本市の市民意識調査によると、避難所生活で心配なことについて女性と男性で違いがあることが分かり、特に「弱者等の必需品」で大きな差があります。

○女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮した対応を行うため、本市では防災会議の女性委員を増やしたり、女性防災士を養成したりするなど、意思決定過程への女性の参画を積極的に進めています。女性防災士は、この10年間で約15倍になりました。

○他にも、平成30年(2018年)7月豪雨や令和元年(2019年)9月台風の教訓から、避難所ごとの運営マニュアルを作成するなど、地域特性に応じた取組を推進しています。

○また、南海トラフ巨大地震の発生も危惧されていることから、子どもからお年寄りまで防災の知識と技術を身に付けてもらうため、ジュニア防災リーダークラブ²での活動などを通して、産官民学が連携した切れ目のない全世代型防災教育を実施し、地域防災力の充実強化に努めています。



資料出所: 松山市防災・危機管理課

避難所生活で心配なこと

	自分の 体調管理	家族の 体調管理	衛生施設の 充実	水、食料の 確保	弱者等の 必需品	プライバシーの 確保	その他
女性 (n=303)	53.5%	44.6%	82.8%	62.7%	44.6%	40.9%	1.3%
男性 (n=88)	52.3%	50.0%	70.5%	59.1%	25.0%	31.8%	5.7%

資料出所: 平成29年度「男女共同参画に関する市民意識調査報告書 地域防災分野での男女共同参画」(公財)松山市男女共同参画推進財団

¹ 弱者等の必需品 女性・乳幼児・高齢者・障がい者等の必需品

² ジュニア防災リーダークラブ 家庭防災、地域防災、学校防災の先頭に立つ人材育成を目的とした小学校5年生から高校3年生までの児童・生徒による組織

【施策の方向】

【5-1-1】自主防災組織や防災士などへの支援

女性防災士や、地域の中で活躍できる人材を育成し、災害に強い人づくり・まちづくりを行います。

【5-1-2】産官民学が連携した地域防災力の強化

小学生から高齢者まで切れ目なく防災教育を行い、全世代型の防災リーダーの育成を図るとともに、防災を通じて大学生と地域や地元企業をつなげることで、地域の活性化を目指します。

【5－2】男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災・復興体制の確立

【現状と課題】

○災害時には、自然要因だけでなく社会要因も被害の内容や大きさを決める要因となり、平常時の社会の課題が一層顕著になって現れると考えられています。

○平常時に固定的役割分担意識が解消されていない場合、非常時にはそれを反映し、増大する家事・育児・介護等の女性への集中や、配偶者等からの暴力や性被害・性暴力といった課題が拡大することが想定されるため、日常的な男女共同参画社会の実現が非常に重要です。

○松山市地域防災計画¹では、松山市男女共同参画推進センター(コムズ)と連携体制を構築し、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階で男女共同参画の視点を取り入れた取組が進められるように努めるとしています。

○また、市民が一体となって行う松山市総合防災訓練等の実施のほか、みんなの消防フェスタなどを通じて防火・防災啓発を推進し、女性や高齢者などのニーズを考慮した災害用備蓄品を導入するなど、多様なニーズに対応できるよう備えを充実させ、総合的な防災力強化に努めています。

【施策の方向】

【5－2－1】避難所運営や仮設住宅での男女共同参画

男女共同参画をはじめ多様な視点で避難所運営や仮設住宅の運営管理に取り組みます。

【5－2－2】防災知識の普及

男女双方の視点に配慮した防災訓練を実施するなど防災意識を普及します。

【5－2－3】災害用物資の支援

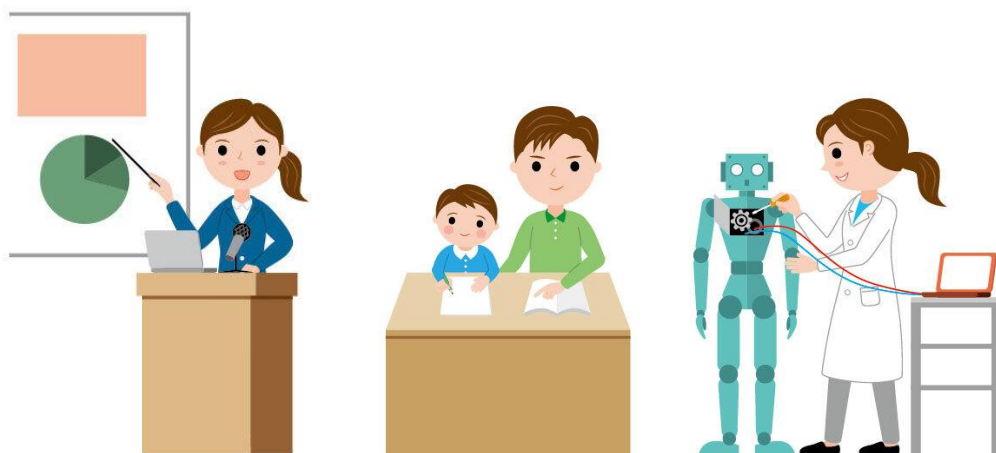
男女のニーズや子育て家庭などのニーズに配慮した災害用物資の備蓄を行います。

【5－2－4】復興への取組での男女共同参画の視点強化

松山市地域防災計画の見直しに合わせ、復興も含めたあらゆる局面で男女共同参画の視点が取り入れられるよう努めます。

¹ 松山市地域防災計画 総合的かつ計画的な防災対策を推進するとともに、住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底など、市民運動も誘発しながら、災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えを一層充実し、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした計画

豊かな人間性を 育む教育を 目指します



〈松山市男女共同参画推進条例〉

- 第 8 条 男女共同参画は、家庭教育、学校教育及び生涯にわたる社会教育の分野において、主体的に学び、考え、及び行動することのできる自立の精神と男女平等の意識がはぐくまれるように推進されなければならない。
- 第 17 条 何人も、家庭教育、学校教育、社会教育その他の教育の場において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

【6－1】男女平等を推進する教育・学習の充実

【現状と課題】

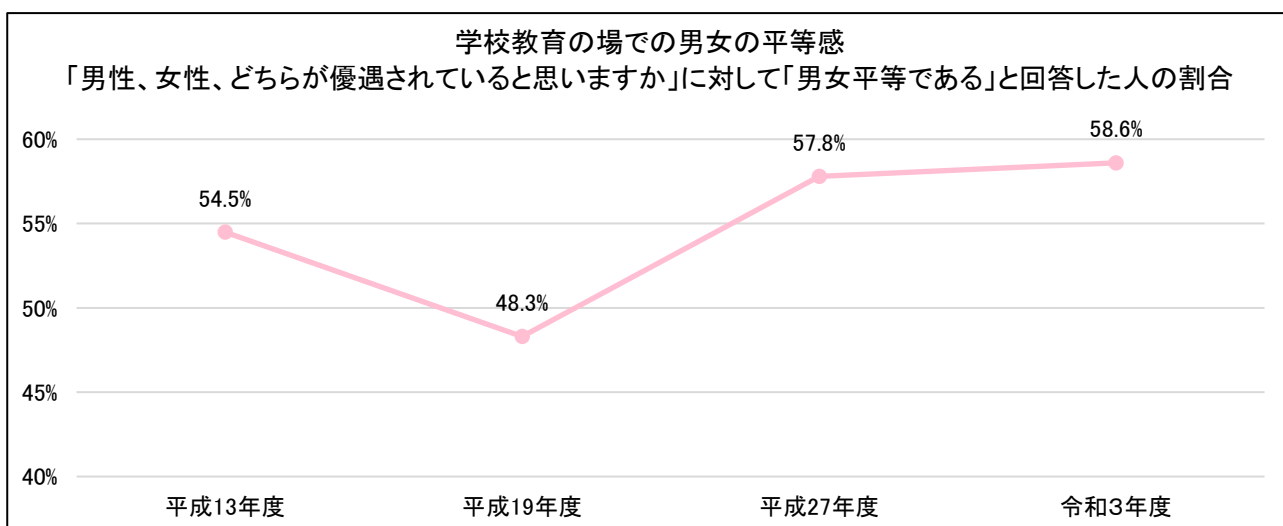
○（公財）松山市男女共同参画推進財団は令和元年（2019 年）度に「中学生の男女共同参画に関する意識調査」を実施しました。

○その中で、性別役割分担意識を押し付けられた経験に関する設問では、周りの人から「女の子だから」「男の子だから」ということを「よく言われる」「ときどき言われる」と回答した人は、女子で半数を超えており、言われた相手は、特に母が多く、続いて父、小学校・中学校の先生と、身近な人や接する機会が多い人から影響を受けていることが分かります。

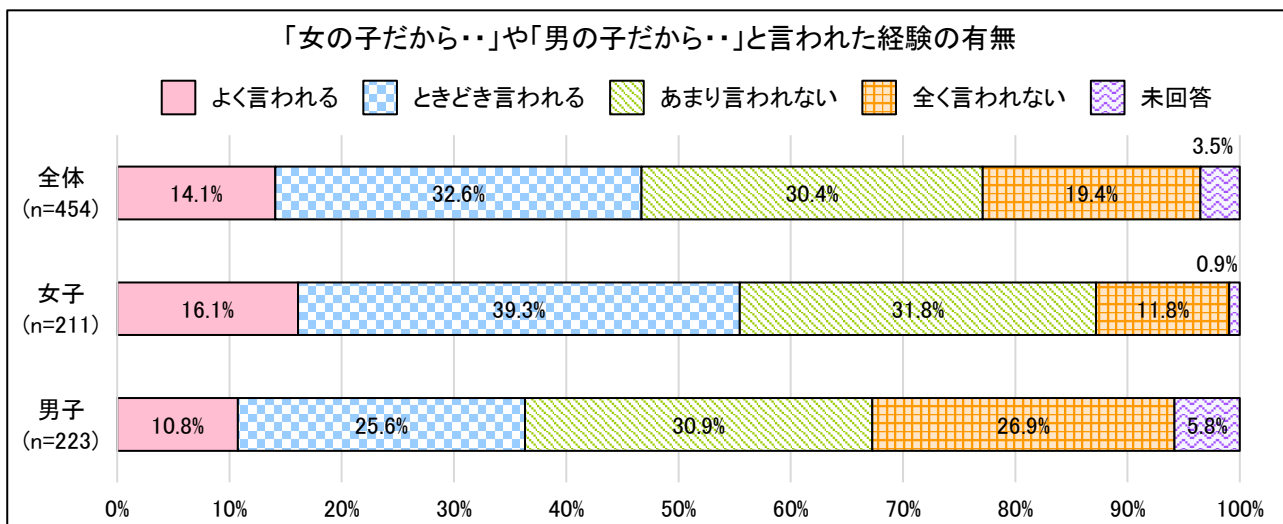
○子どもとの関わりの中では、無意識のうちに性別に基づく固定観念が現れていないか十分留意し、子どもの可能性や個性、多様な進路選択を阻害しないようにする必要があります。

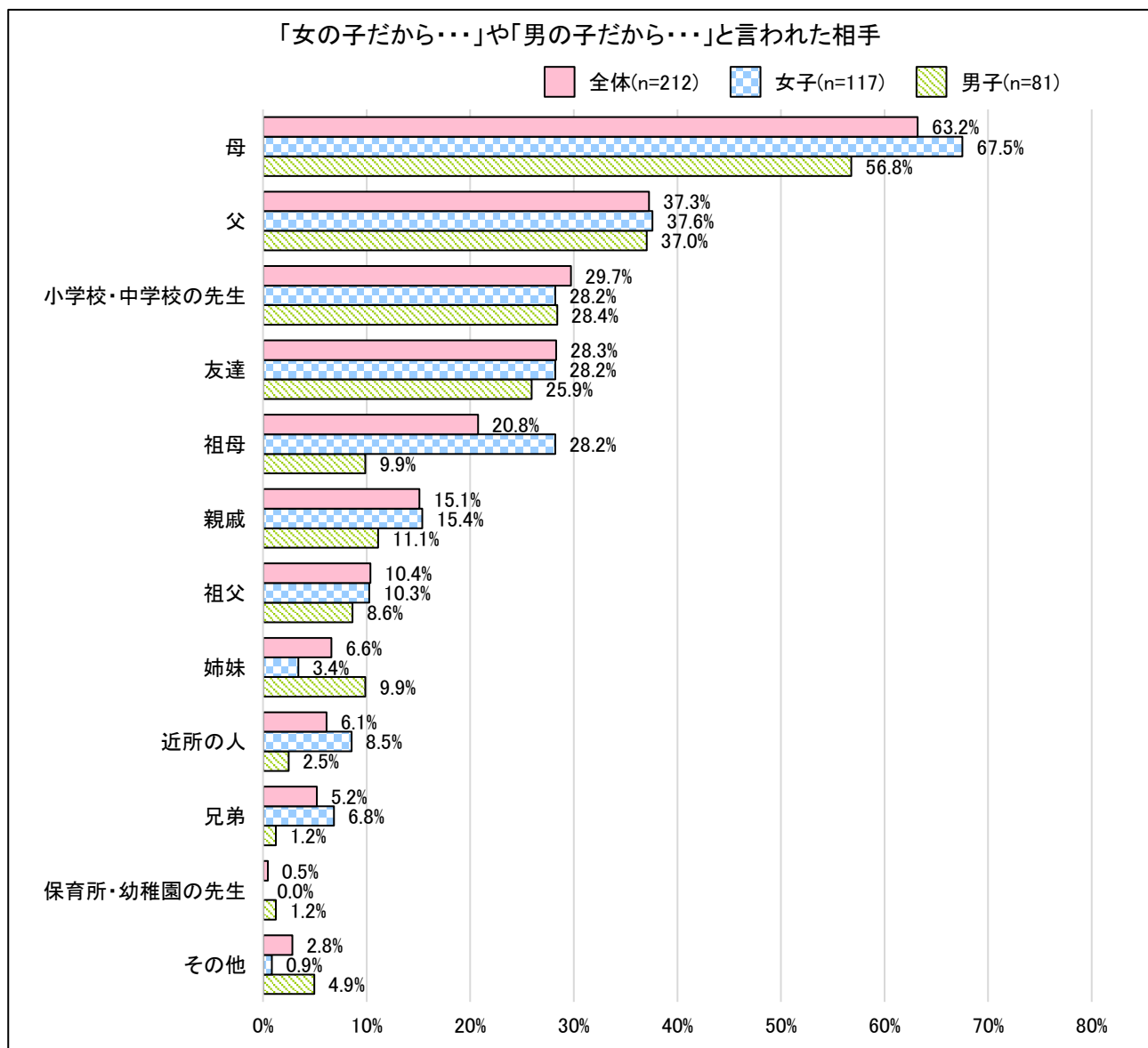
○また、次世代を担う子どもたちが個性と能力を発揮できるよう子どもの頃からの男女共同参画の理解を促進し、将来を見通した自己形成ができる取組を実施するとともに、家族など身近で関わる人、地域活動に携わる人、指導的立場にある人などの意識も重要です。

○教職員を含め幅広い人が、無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）によって生じる悪影響について理解し、解消していく取組が求められています。



資料出所：令和3年度「男女共同参画に関する市民意識調査」（公財）松山市男女共同参画推進財団、松山市市民生活課





以上2点 資料出所: 令和元年度「中学生の男女共同参画に関する意識調査」(公財)松山市男女共同参画推進財団

【施策の方向】

【6-1-1】学校教育での男女平等の推進

人権教育など、男女平等の教育を推進するとともに、教育に携わる人が男女共同参画の理念を理解するよう、周知・啓発等を行います。また、(公財)松山市男女共同参画推進財団で作成した「授業にすぐ使える男女共同参画学習資料(中学校編)」の活用を促します。

【6-1-2】家庭・地域での男女平等の教育・学習の推進

地域での学習会の積み重ねを大切にし、あらゆる世代を対象とした男女平等に関する学習機会を充実します。

【6-1-3】子どもにとっての男女共同参画

男女が互いに尊重し合って多様な意見を交わす機会を充実するとともに、キャリア教育¹の支援や、様々な学び・体験の場の提供に取り組みます。

¹ キャリア教育 一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育

【6－2】多様な選択を可能にする教育・学習の充実

【現状と課題】

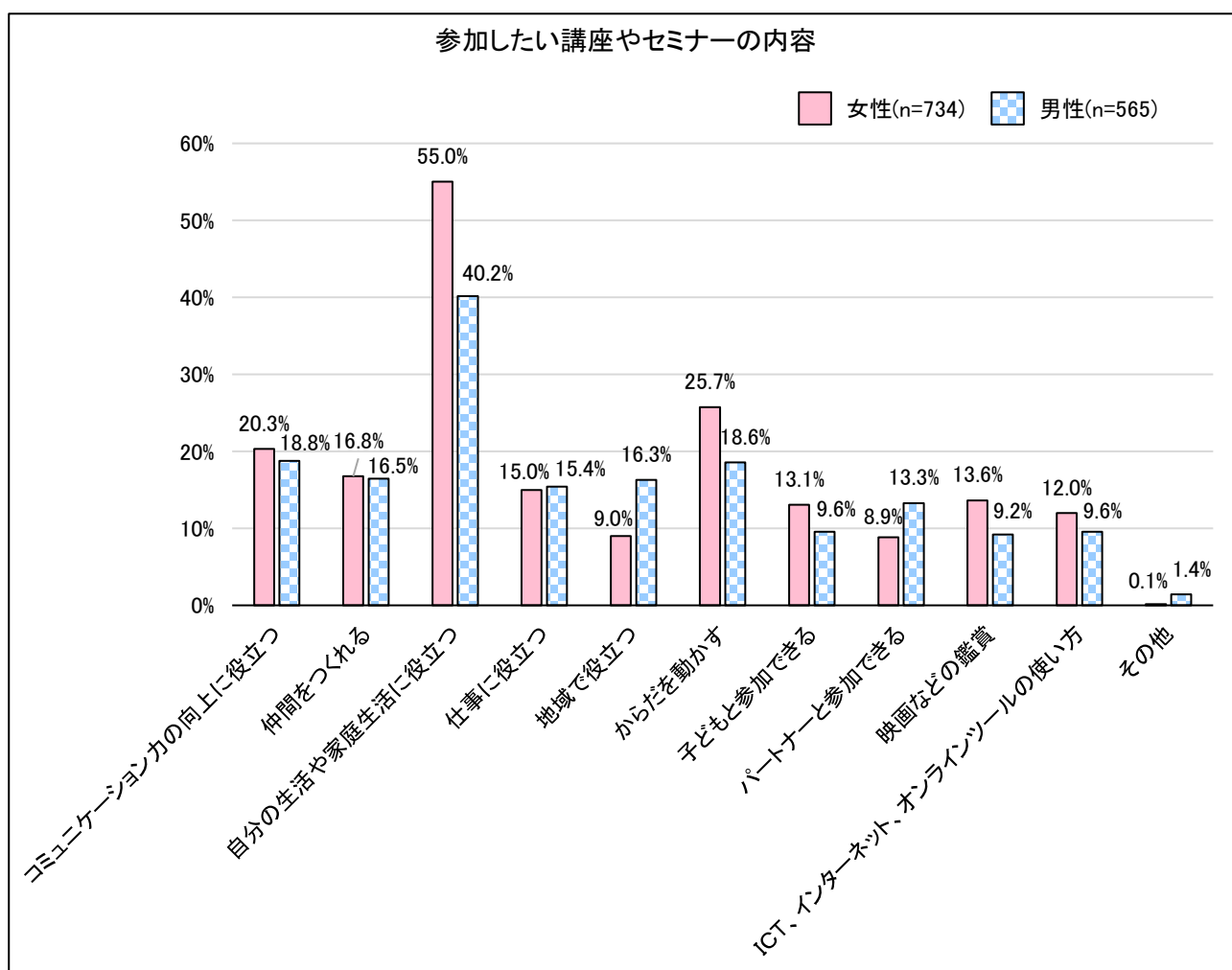
○人生 100 年時代といわれる中、男女が個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画していくためには、ライフステージに応じた様々な働き方、学び方及び生き方を選ぶよう、生涯学習や能力開発を推進する必要があります。

○特に若い世代に対しては、就職・結婚・子育てなど自分が思い描く人生設計(ライフデザイン)を考えることがそれぞれの人生を豊かにすることにつながるため、キャリア教育の一層の充実及び将来の職業選択に資する情報提供を積極的に行うなどの支援が必要です。

○また、全世代の男女が共に主体的で多様な選択ができ、自分らしく生きるため、公民館やふれあいセンターなど地域等でも学習機会を提供する取組を推進します。

○本市では、松山市男女共同参画推進センター(コムズ)を拠点として、男女共同参画を推進するためのセミナー・講座を開催していますが、より多くの人に参加してもらうために、ニーズを調査したところ、自分の生活や家庭生活に役立つ講座であれば参加したいと回答している割合が多いという結果になりました。

○このような結果や社会情勢を参考に、引き続き魅力的なセミナー・講座を開催するとともに、学び直しなど多様な選択を可能にするための講座づくりに取り組むことで、市内に男女共同参画の輪を広げることが必要です。



資料出所: 令和3年度「男女共同参画に関する市民意識調査」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民生活課

【施策の方向】

【6-2-1】生涯学習の推進

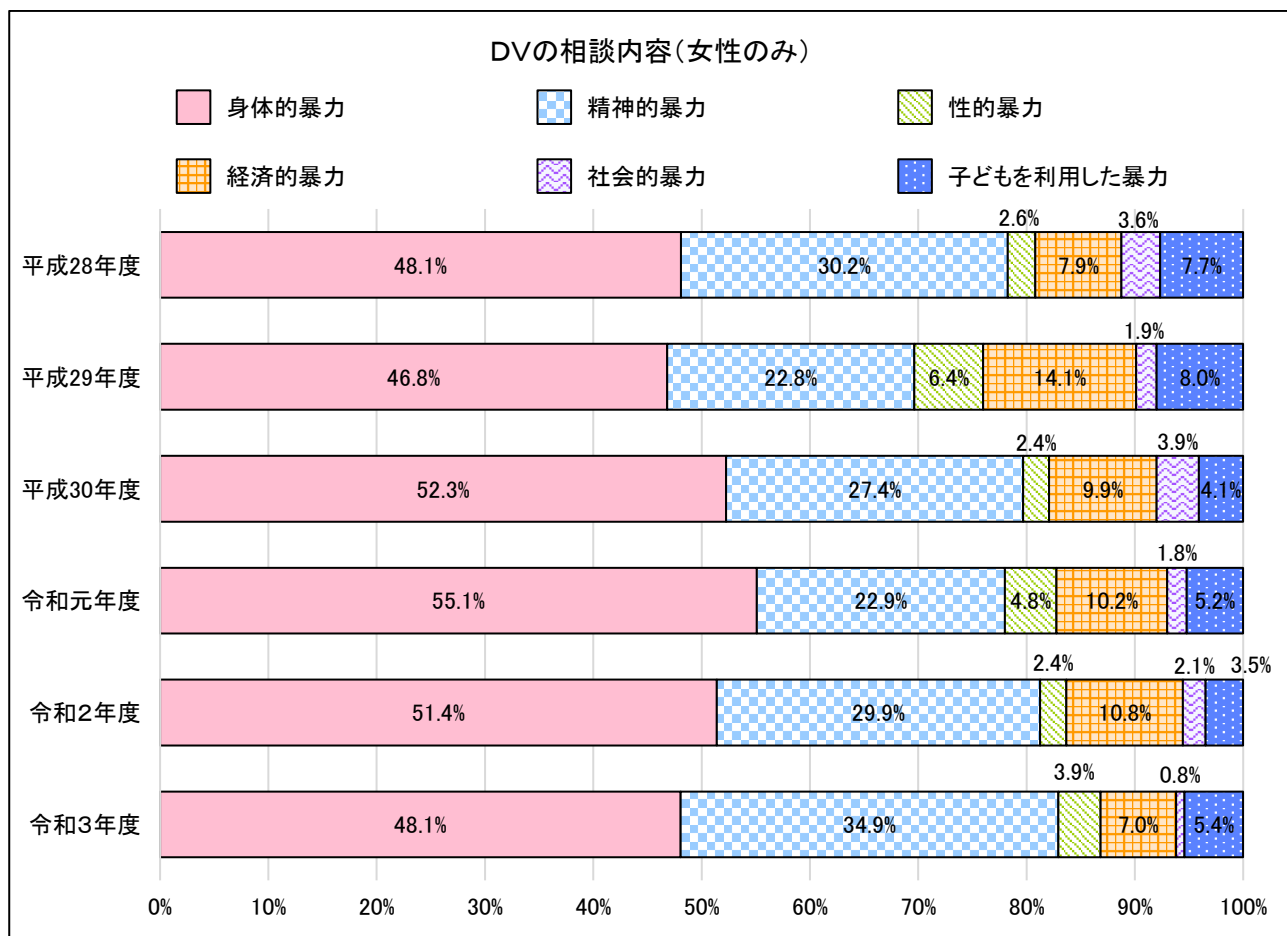
男女が共に性別にかかわらず、多様な選択ができるよう生涯にわたる学習を支援します。多様なニーズに対応したメニューの提供や広報の充実等により、松山市男女共同参画推進センター（コムズ）への利用の促進を図ります。

【6-2-2】女性の能力開発（エンパワーメント¹）のための機会の充実

女性が多様な選択ができるための知識などを習得できるよう、多様な学習の機会を充実します。

¹ エンパワーメント 男女共同参画社会の実現のために、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくこと。

関連データ



資料出所:松山市子育て支援課

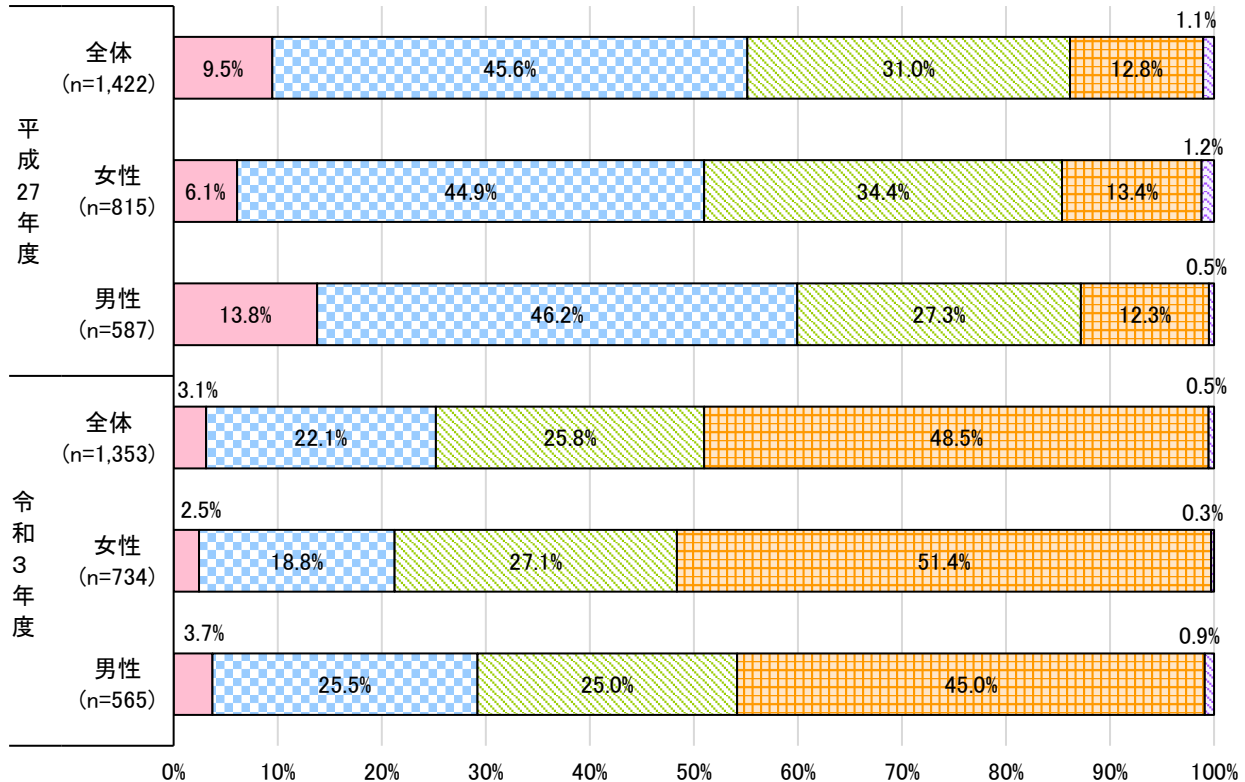
暴力の形態

- 身体的暴力 殴る、蹴るなど、直接何らかの有形力を行使するもの。
- 精神的暴力 大声で怒鳴る、無視するなど、心無い言動により、相手の心を傷つけるもの。
- 性的暴力 性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないといったもの。
- 経済的暴力 生活費を渡さない、仕事を制限するといったもの。
- 社会的暴力 交友関係を監視・制限する、電話やメールを細かくチェックするといったもの。
- 子どもを利用した暴力 子どもに暴力を見せる、子どもを危険な目にあわせるといったもの。

「夫は外で働き、妻は家庭を守った方がよい」という考え方について

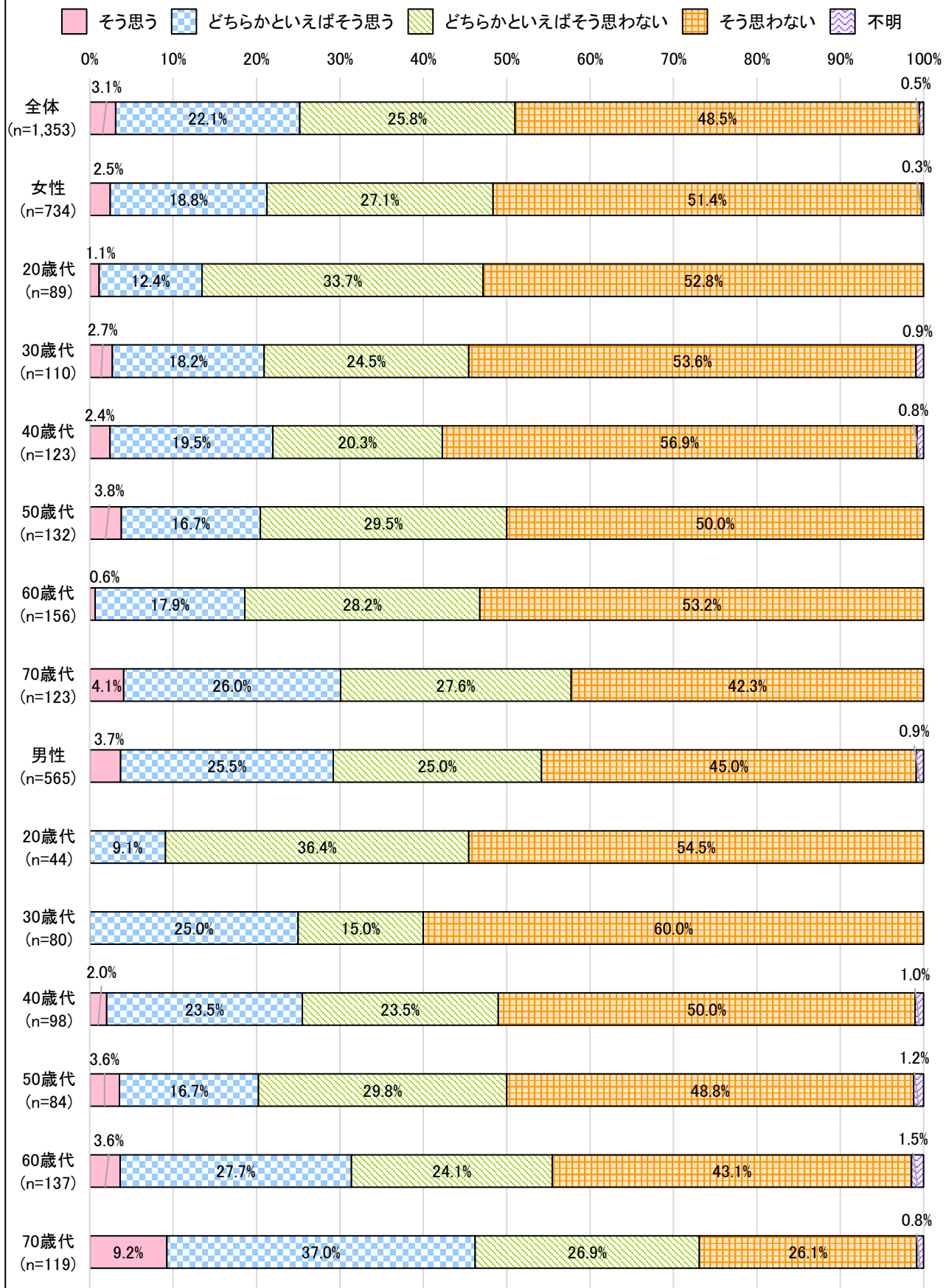
そう思う
 どちらかといえばそう思う
 どちらかといえばそう思わない
 そう思わない
 不明

※平成27年度調査：選択肢 賛成、どちらかといえば賛成、どちらかといえば反対、反対、不明



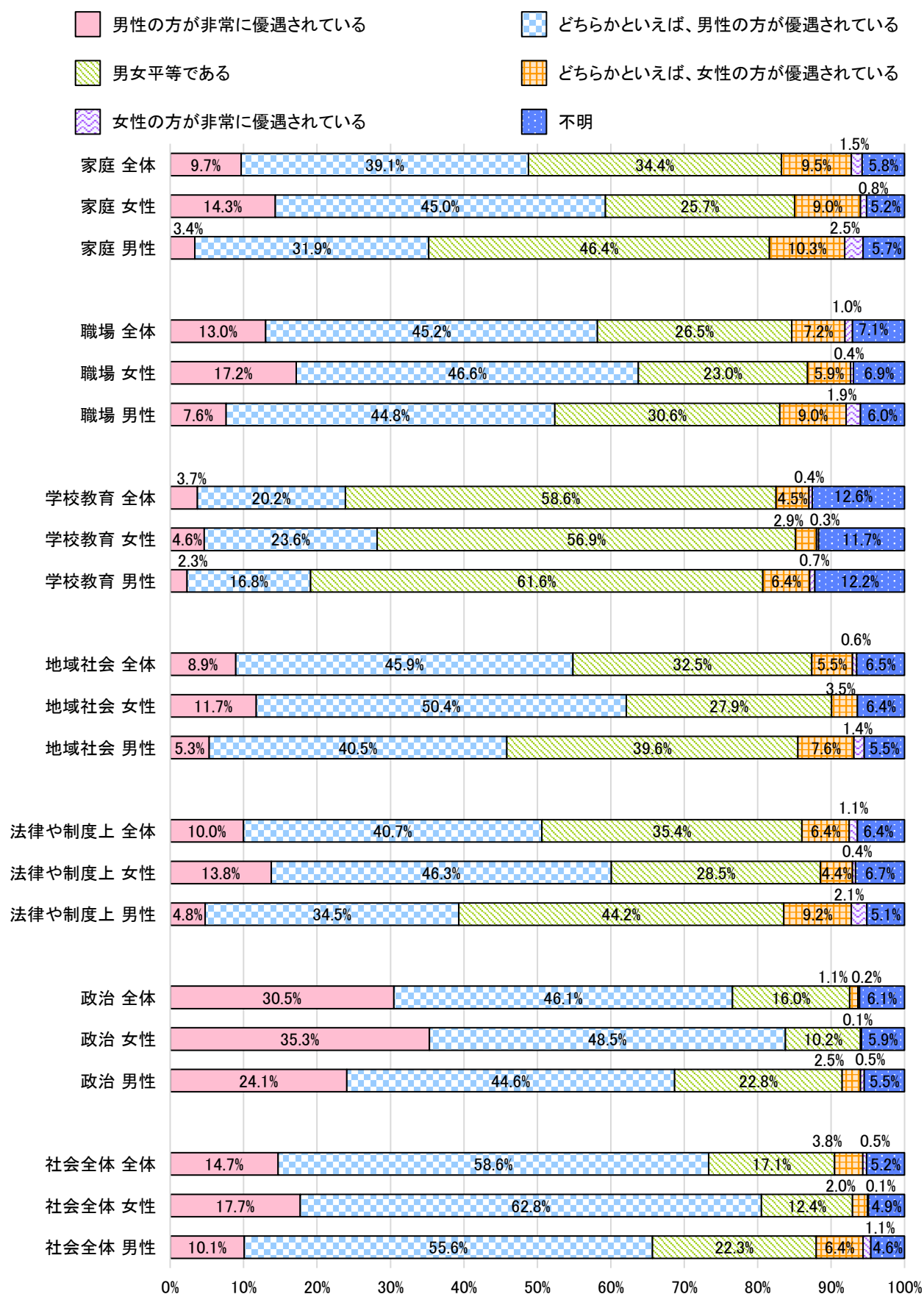
資料出所：平成28年度「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民参画まちづくり課
令和3年度「男女共同参画に関する市民意識調査」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民生活課

「夫は外で働き、妻は家庭を守った方がよい」という考え方について

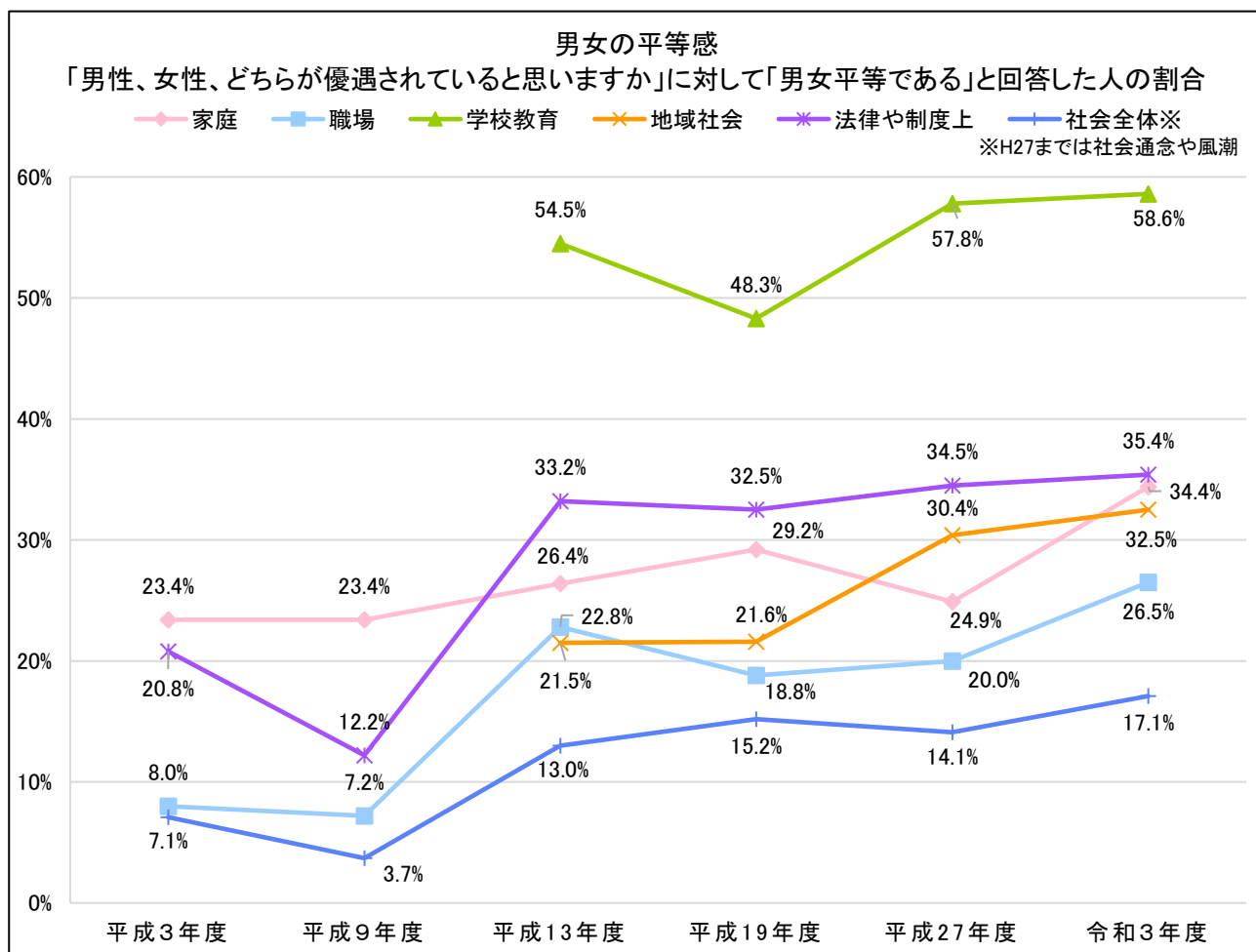


資料出所: 令和3年度「男女共同参画に関する市民意識調査」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民生活課

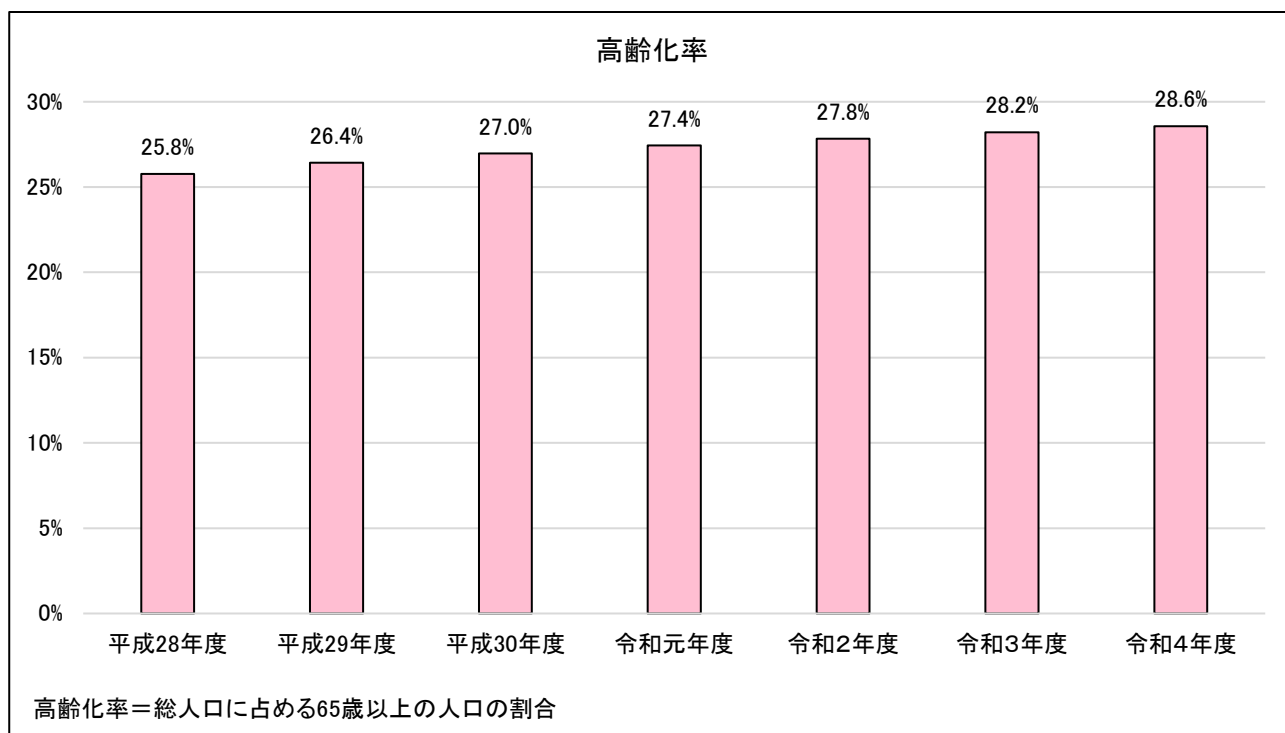
あらゆる分野での男女の平等感 全体(n=1,353) 女性(n=734) 男性(n=565)



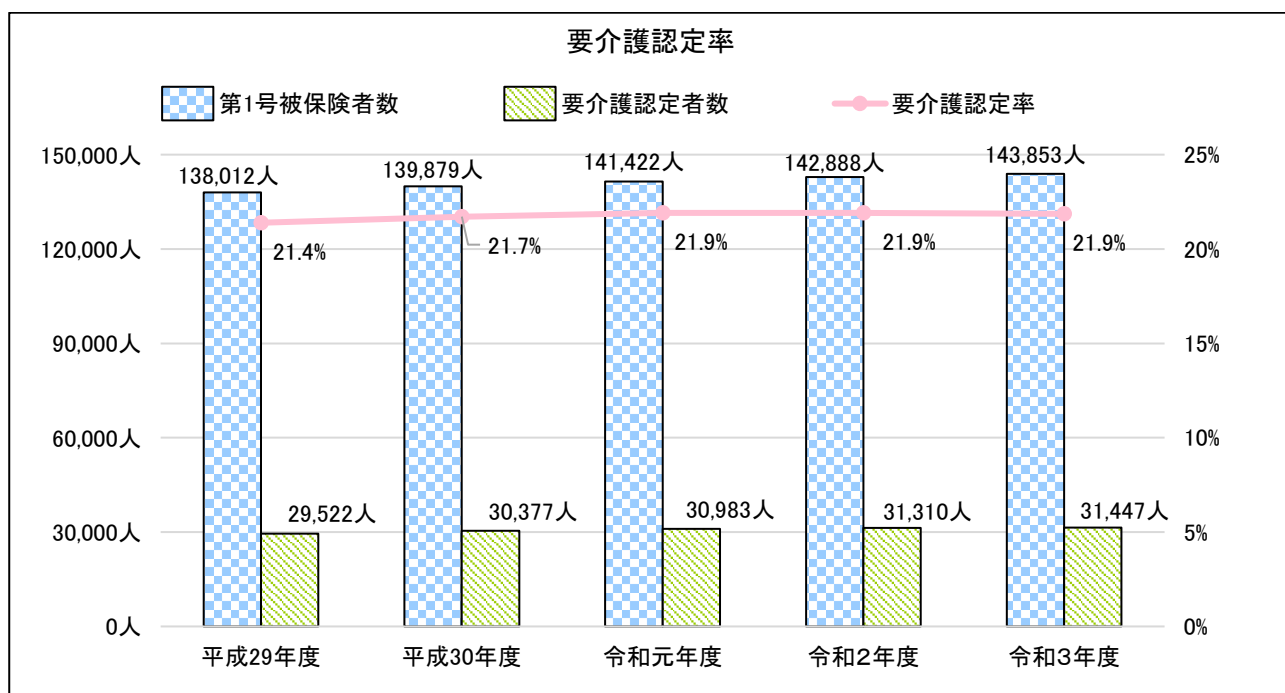
資料出所: 令和3年度「男女共同参画に関する市民意識調査」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民生活課



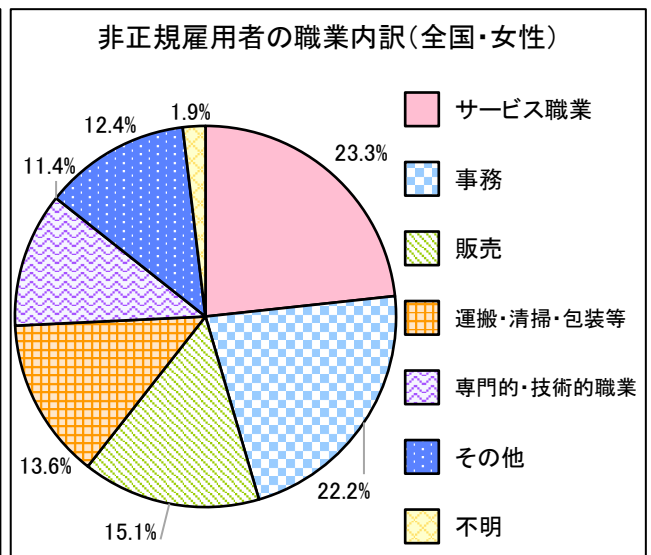
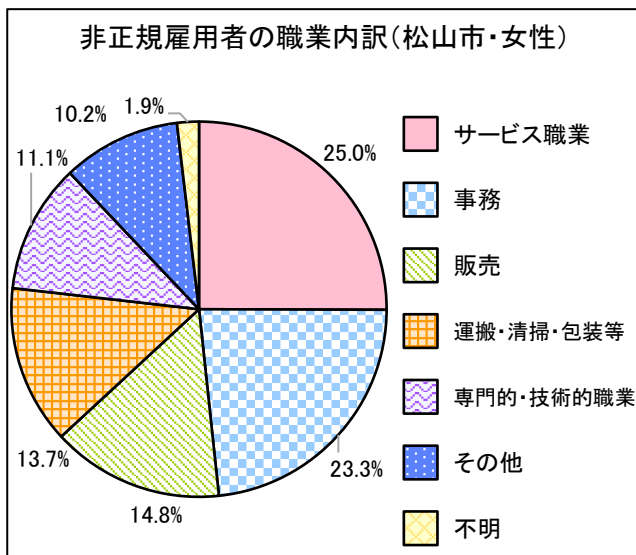
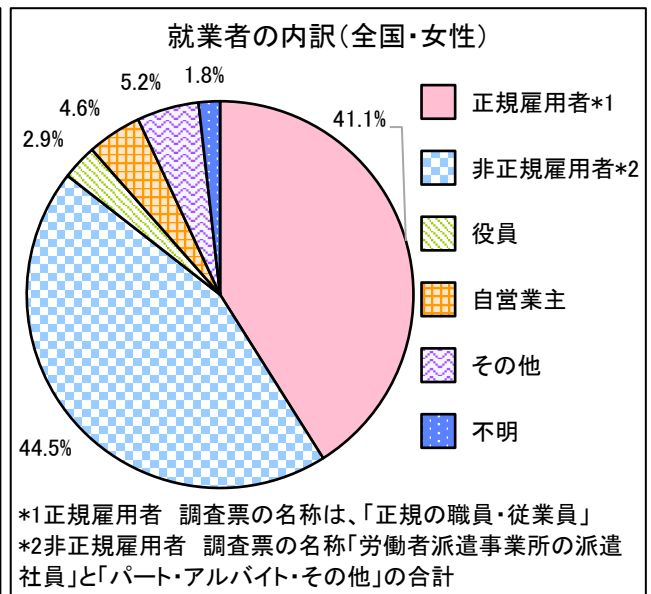
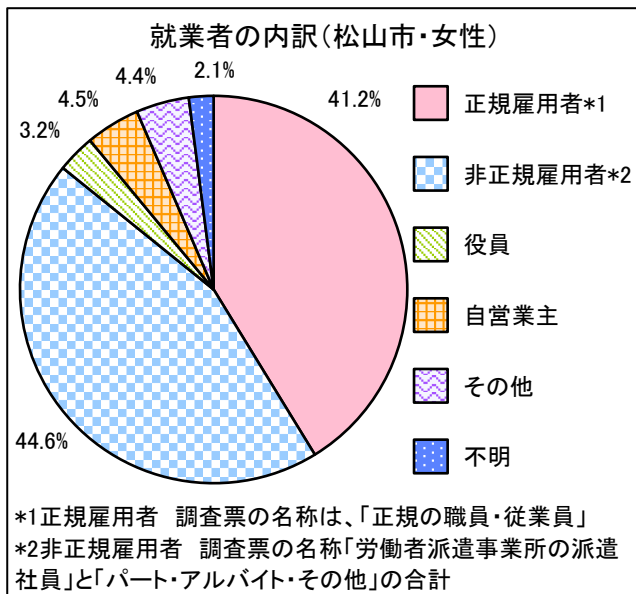
資料出所: 令和3年度「男女共同参画に関する市民意識調査」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民生活課



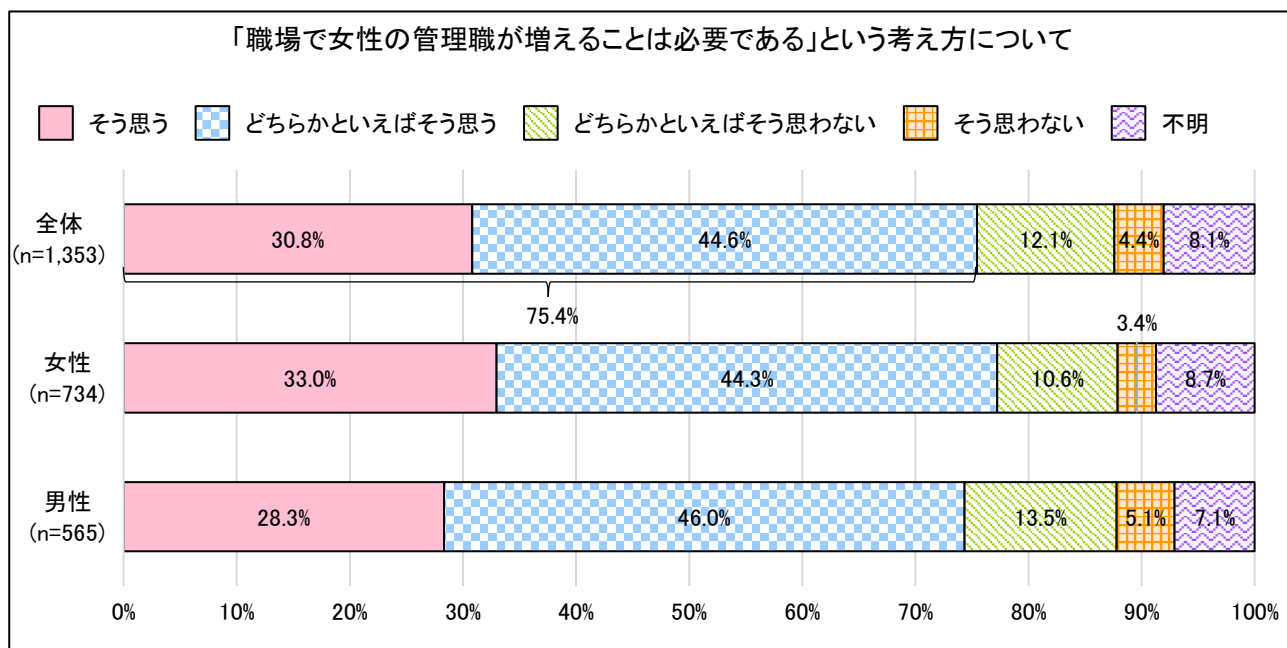
資料出所:松山市高齢福祉課



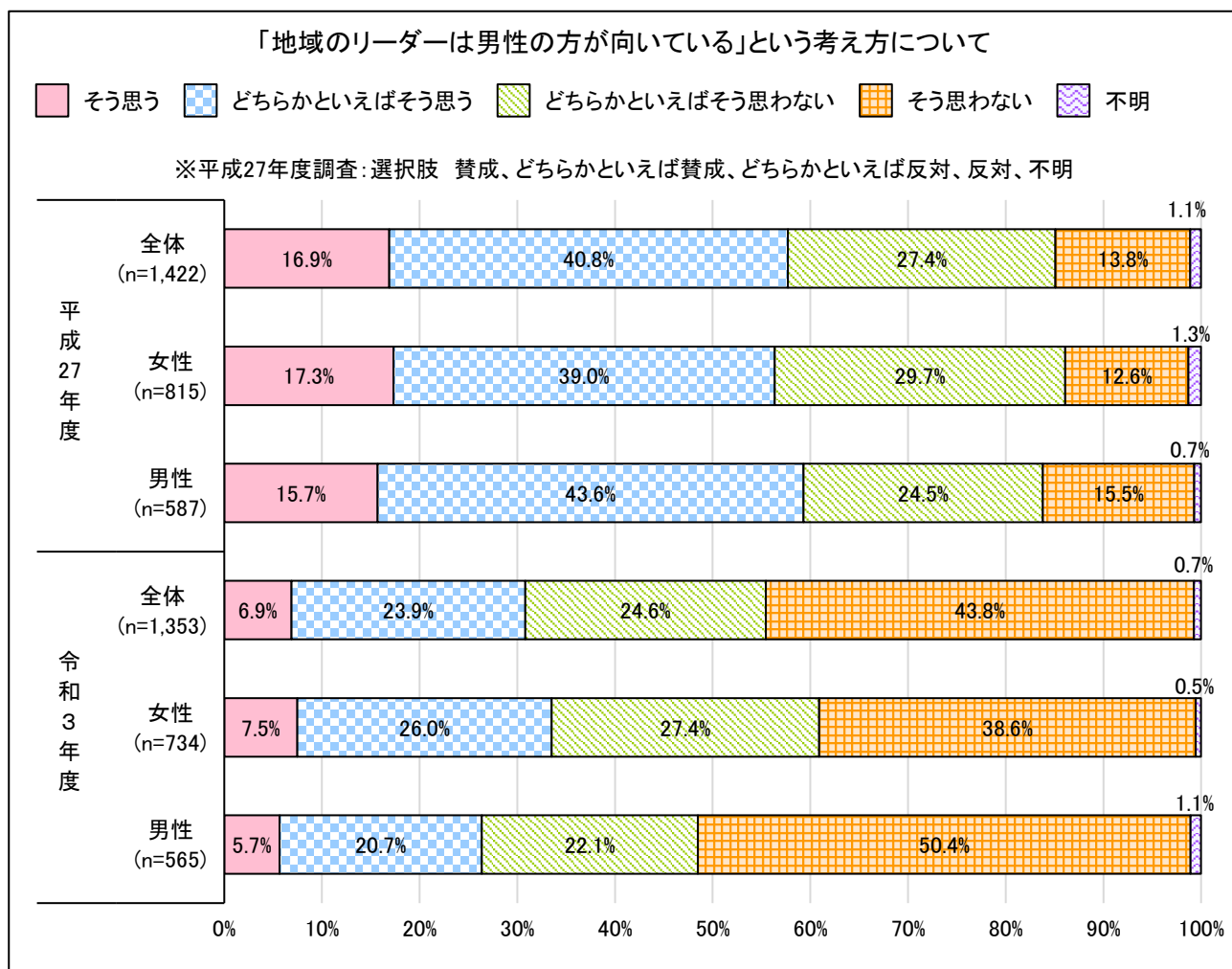
資料出所:松山市介護保険課



資料出所:「令和2年国勢調査」総務省より作成

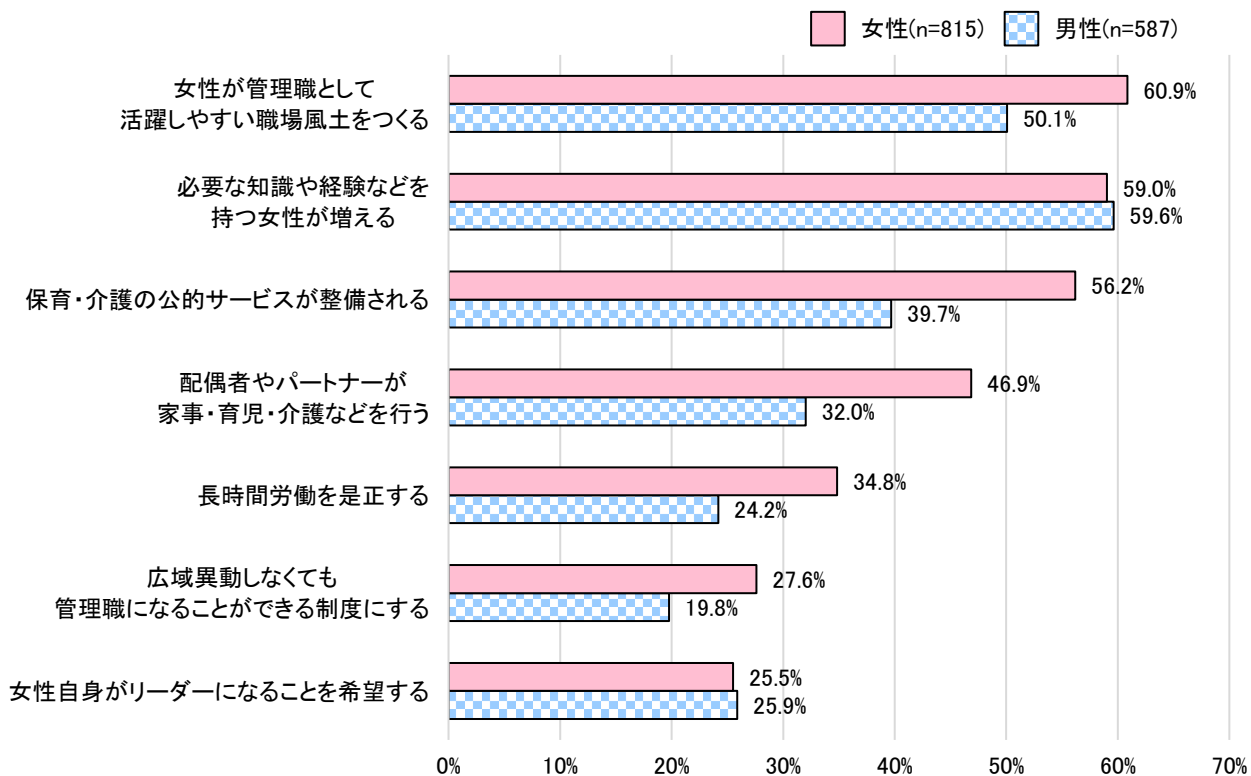


資料出所: 令和3年度「男女共同参画に関する市民意識調査」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民生活課



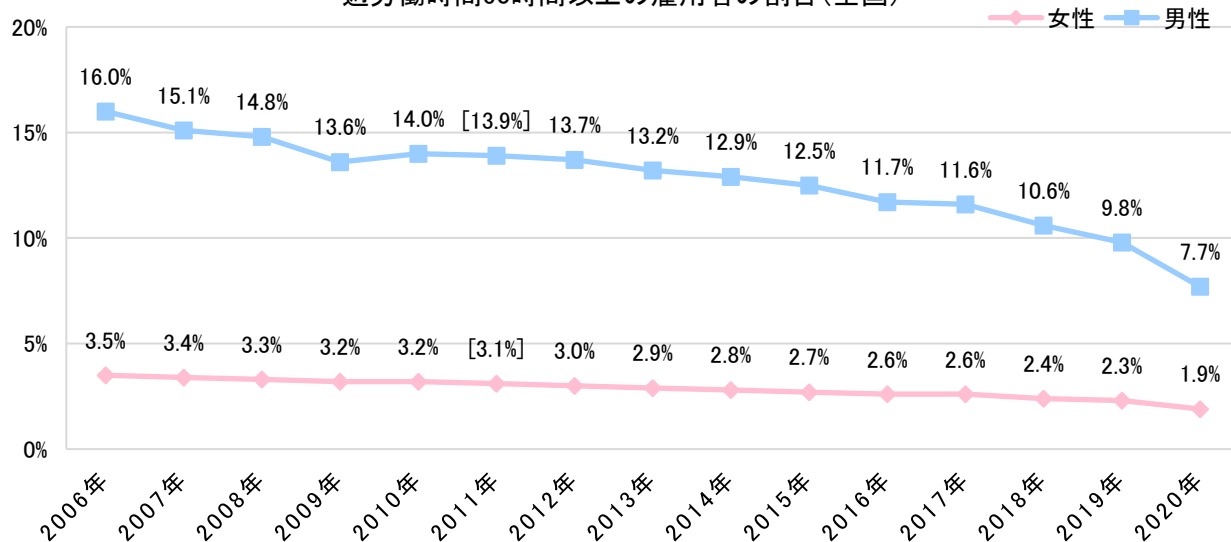
資料出所: 平成28年度「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民参画まちづくり課
令和3年度「男女共同参画に関する市民意識調査」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民生活課

職場で女性の管理職が増えるために必要なこと【平成27年度】



資料出所:平成28年度「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民参画まちづくり課

週労働時間60時間以上の雇用者の割合(全国)



(備考)

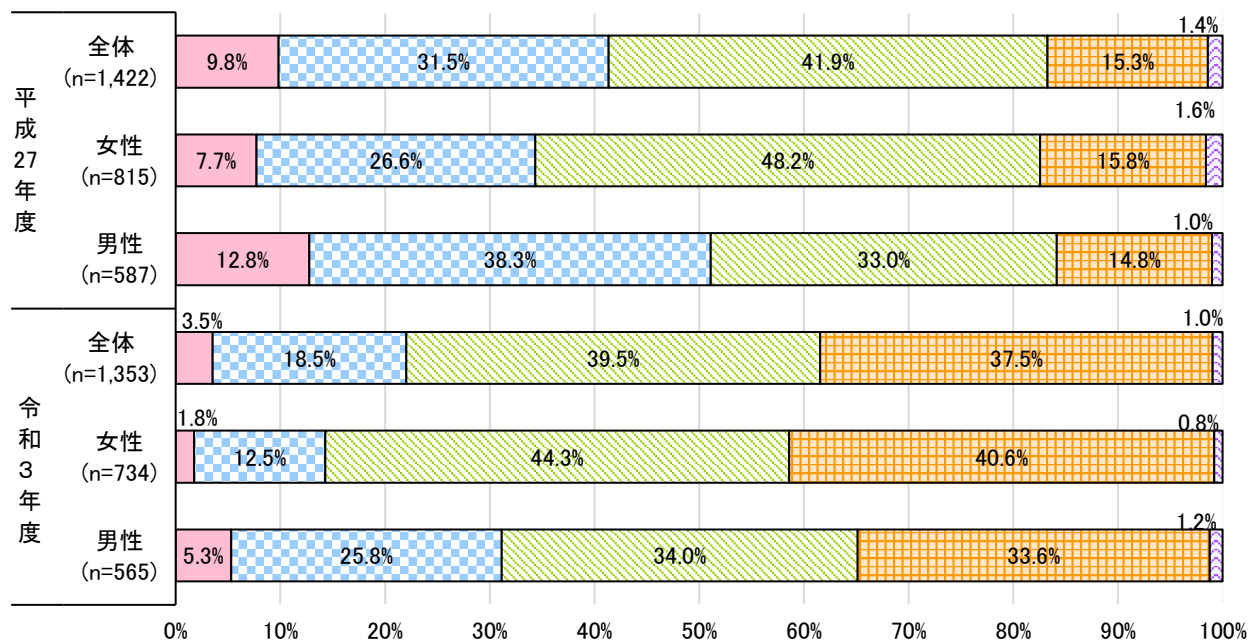
- 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。
- 数値は非農林業雇用者(休業者を除く)総数に占める割合。
- 2011年の[]内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

資料出所:「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)統括文書-2007～2020-」

「仕事を持っている場合、仕事を家庭生活よりも優先した方がよい」という考え方について

そう思う
 どちらかといえばそう思う
 どちらかといえばそう思わない
 そう思わない
 不明

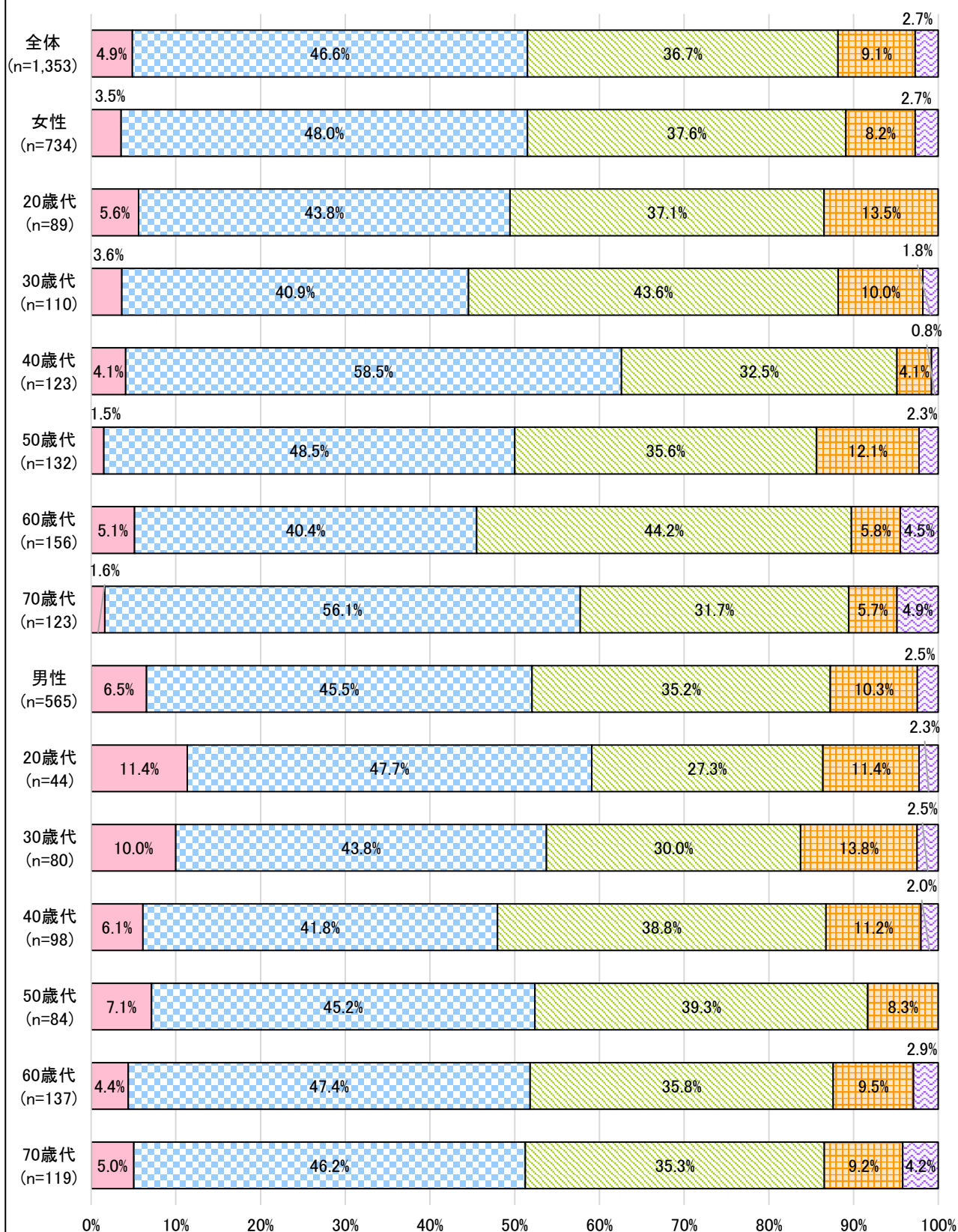
※平成27年度調査：仕事を持っている場合、仕事を家庭生活や地域活動よりも最優先した方がよい
賛成、どちらかといえば賛成、どちらかといえば反対、反対、不明



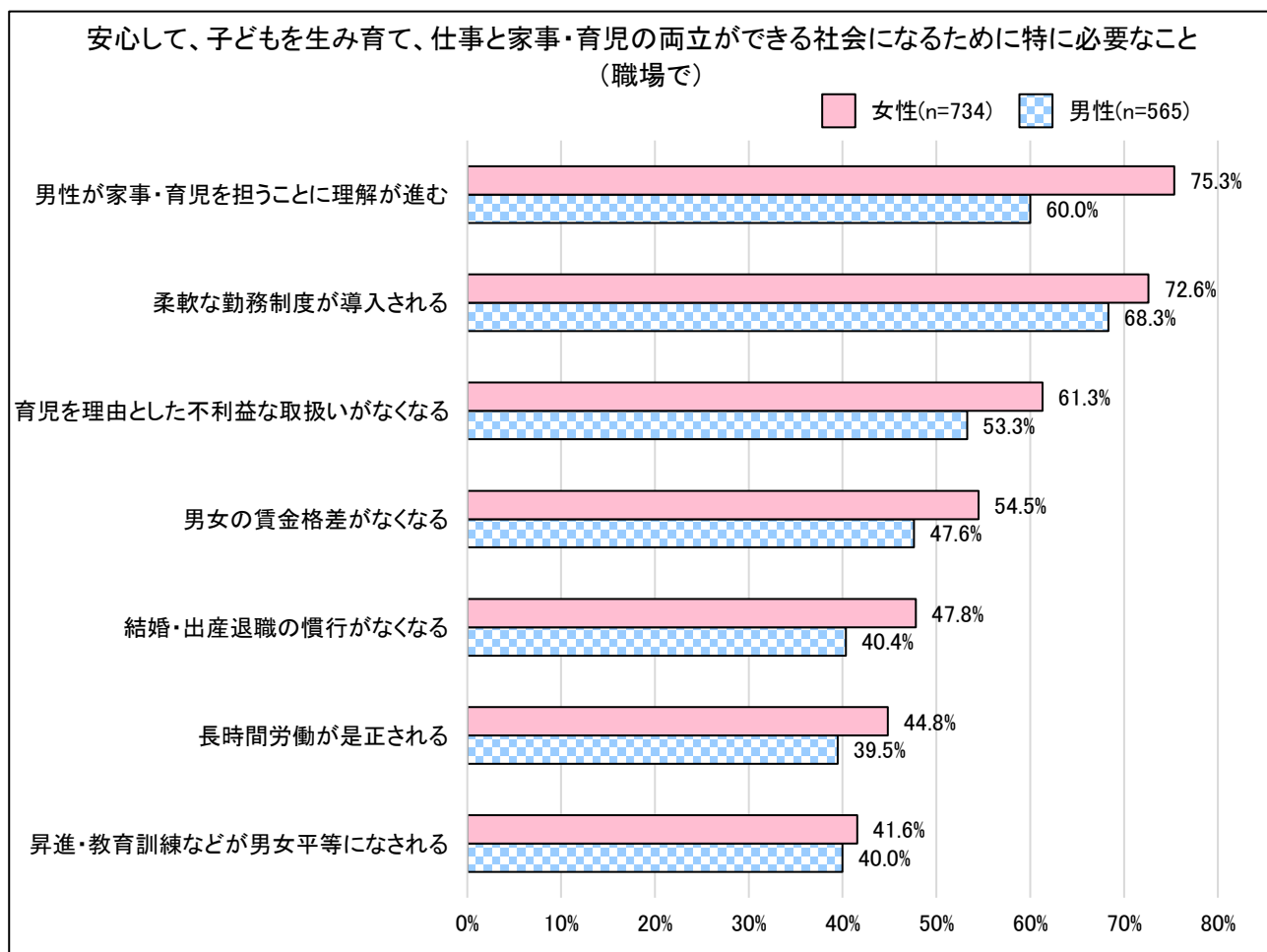
資料出所：平成28年度「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民参画まちづくり課
令和3年度「男女共同参画に関する市民意識調査」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民生活課

時間の使い方の状況
1週間バランスのよい時間の使い方ができた人の割合

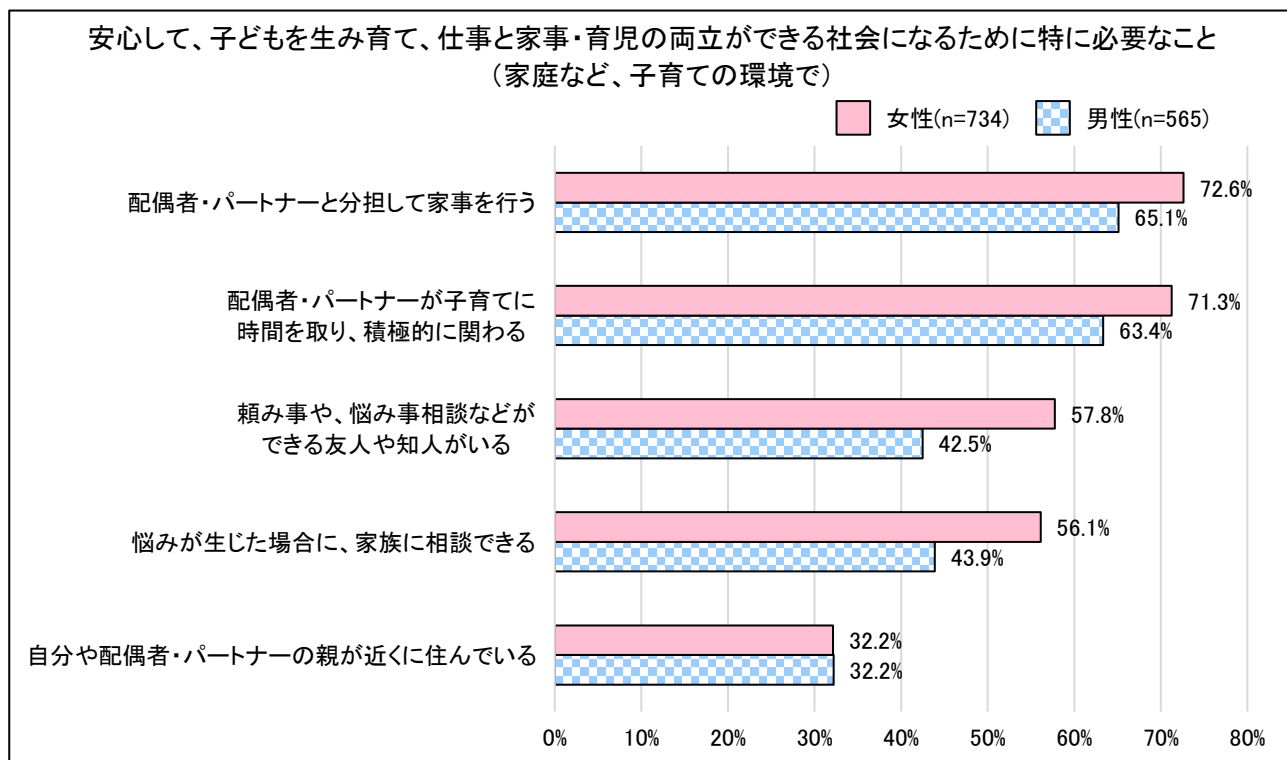
よくできた だいたいできた あまりできなかった 全くできなかった 不明



資料出所: 令和3年度「男女共同参画に関する市民意識調査」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民生活課



資料出所: 令和3年度「男女共同参画に関する市民意識調査」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民生活課



資料出所: 令和3年度「男女共同参画に関する市民意識調査」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民生活課